

令和 元年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 元年 9 月 3 日（火）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 元年 9 月 5 日（木） 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 元年 9 月 5 日（木） 1 5 時 5 4 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛 福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ども 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 中 原 玲 子

議 事 録

令和元年第 3 回定例会

[一般質問]

令和元年 9 月 5 日（木）

開 議	
議 長	皆様、おはようございます。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 2番 柳雅明議員
柳 議員	おはようございます。 通告に従いまして、質問させていただきます。 本日は、多数の傍聴者の方がお見えになっております。 おはようございます。(傍聴席に向けて) 僕ら議員は町の発展のため、そして町の将来のために、一生懸命考えて質問していきたいと思っております。中には堅苦しい部分もあるとは思いますが、どうぞご容赦ください。よろしくお願いいたします。 では、質問をいたします。 筑前町の北東側には町の3分の1程度の山林と、南西側には肥沃な農地が広がっております。今日は、この山林についてのお尋ねをいたします。 私は、山の麓に住んでいますので、わずかばかりの私有林、自分の山ですね、を所有しております。また、十数人で管理する共同の山と地区が管理する森林組合にも加盟しております。 戦後国の推進のもとで植林して育てました杉やヒノキが50年以上の年月を経て大きくなっております。近年その山に関して様々な問題が発生しております。 まず、その組合や共同を脱会する人が増えてきているのです。高齢になり山仕事か思うようにできなくなり、後継ぎの子どもたちは町に出て山の仕事に携わっていないのです。 さらに木材の価格が低迷して、50年から100年の年月に渡り育ててきたにもかかわらず、その対価は、伐採、搬出といった作業で大半の費用を費やし、魅力のある収入源とは言い難い現状となっております。 私有林について申せば、次第に手入れが滞り、荒廃化しているところが増加しているのです。このように荒廃化している現象を重く見た福岡県、県は次のような方策を考えました。それが福岡県森林環境税でございます。 森林環境税について、ちょっと申し上げたいと思います。 平成20年に福岡県に森林環境税が導入されました。この趣旨は、次に述べるようなことで決定されています。また、この税制は、県が独自に制定したもので、このようなケースは他県にもみられております。 まず、最初にですね、調べましたところ、発足したのが平成15年、高知県から始まって全国で37道府県が、この森林環境税のような森林を守る税制を制定しているということです。 県の内容は、次のとおりです。 これまでは植林して下草刈りや間伐などの手入れを行い、成熟した木材を伐採し売却するという活動によって管理されてきました。公益的な機能も発生してきました。 現在は木材価格の下落により、採算性の悪化や林業就業者の減少、高齢化などにより手入れが行われなくなり、放置された森林が荒廃して増加する傾向にあります。 荒廃することで災害の発生する確率が増大して、市民生活に重大な影響が懸念され

	ます。森が一旦、被害を受けると、健全な状態に回復するには長い年月と費用がかかります。 森林の役割は、1、洪水や渇水を緩和し、水質を浄化する水源涵養機能、2、土砂の流出や崩壊を防ぐ土砂災害防止機能、3、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する地球環境保全機能、このように様々な公益的機能を有して、市民生活に多くの恵みを与えています。 このことを念頭に置いて、県は他県と同様、強い姿勢で、様々な森林整備の施策に取り組んできています。 この度、国は、温室効果ガス排出削減目標達成や災害防止等を図るため、森林環境税と森林環境譲与税を創設しました。これは、森林整備等に必要な地方財源を確保するためのものです。 ここでお尋ねいたします。 国は森林環境税を個人住民税から徴収するということですが、福岡県が実施している森林環境税とは、どのような関係になるのでしょうか。また、その個人の金額はどれくらいの支出になるのでしょうか。また、県の条例は、国の法律に包含されているのでしょうか。質問いたします。
議 長	税務課長
税務課長	森林環境税、税の関係でございますので、私のほうから概略を申し上げたいと思います。 今、議員がおっしゃったとおりの目的で作られております。繰り返しになると思いますが、説明申し上げます。 県では、森林の健全な状態を次の世代に引き継ぐために、平成20年4月に福岡県森林環境税を導入しております。この10年間で約3万ヘクタールの荒廃森林を再生しております。今後荒廃の恐れのある森林につきましては、引き続き福岡県森林環境税を活用し、整備をしていくという方針でございます。 国におきましては、森林の吸収源対策、いわゆる温室化ガスですね、対策として、その対策にあたる地方財源を確保するために、平成31年4月に法律が施行されております。 県、国の両税につきましては、課税の目的それから使途の考え方の違いによりまして、それぞれの役割分担のもとで効果的に活用されるべきであるというふうに考えられております。 金額につきましては、県が500円、国の税が1,000円となっております。 県の条例と法律の関係でございますが、ご存じのとおり条例というものは、法律の範囲内で制定することができると定められております。それぞれの目的を持った税でございますので、法律に包含されるということは考えにくいというふうに考えております。 付け加えますと、福岡県の環境条例ですね、森林環境譲与税の附則にはですね、知事は、この条例の施行後15年を目途として、この条例の施行状況、それから社会経済情勢の推移を勘案し、必要があると認められるときには、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされております。以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議員	目的が、県と国が同じ目的だったら、これは二重にならないのかなというふうに、ちょっと疑問を持ったんですけれども、どうでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。

	その件につきましては、国あるいは福岡県におきまして、そのようなお話もあっておるところでございます。 福岡県におきましては、1つの国のこの森林環境譲与税、それから福岡県の荒廃森林環境税、これの使途の区分につきまして一定のガイドラインを示しております。 荒廃森林につきましては、今までどおり県の税金、それから林業者の育成、それから今お話にありました温室効果ガス抑制の施策及び人材確保、それから木材に対する啓発、この点につきましては、国の森林環境譲与税で対応するという大まかなガイドラインが示されておるところでございます。以上です。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 まず、森林環境税の導入にあたりましてはですね、本当に30年来の歴史を持っております。 これは、ある東北の一自治体の首長がですね、ぜひ、山林の公益的機能を税金で賄うべきだという主張をされました。しかしながら、国のほうがなかなかそれを認めがたいということで、今日に至っているわけでございます。 それを待ちきれない各自治体がそれぞれ条例を制定してですね、ある程度、先行した形で、こういった公益性を税として表現していこうと、そういったことで取り組まれたという話も伺っているところであります。 でありますけれども、今回の国の森林環境譲与税にしてもですね、まずは絶対額が不足であります。そのことからして、お互いに補完し合いながら、森林環境の必要な財源に充当していくというのは、私はともに税として導入されることが適当だと考えております。 わが町もですね、全国の森林環境税導入実現に至る協議会の会員でもございます。以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議員	県の方が要は、荒廃林の整備、それから国のほうが林業就業者の育成というふうに分けて税を使っていくということであれば、非常にいい関係かなとは思っております。 次にお尋ねします。 前回の議会で承認されたんですけれども、筑前町で条例化しました森林環境譲与税基金の、これからの使途についてはどんなふうにお考えでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まず、国において、先ほど議員が述べられましたように、我が国の温室効果ガス削減目標の達成や森林災害防止を図るために、地方財源を安定的に確保する観点から、本年度から森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところでございます。 これを受けまして本町におきましては、使途の明確化を図るべく基金を設置したところでございます。 森林環境譲与税につきましては、地域の実情に応じて法令に定める範囲内で幅広く弾力的に実施することとし、作業道の整備あるいは放置竹林対策、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進などがあげられておるところでございます。 現在、具体的な使途につきましては、関係機関を含めて検討を行っておりましてはございますが、去る6月の定例議会時においてもご説明を申し上げましたとおり、間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用の促進、普及啓発など、森林整備及びその促進の費用に充てることとしております。 具体的には、まずは森林所有者に対する意向調査等のアンケートや地元の説明会、

	その後、経営管理集積計画を策定する経費など、使用したいと考えておるところでございます。 併せまして、本町に立地が進められております木質バイオマス発電に係る原材料調達に係る支援など、本町の林業振興について広く検討をさせていただきたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	森林環境譲与税の基金ですけれども、少しずつ基金を大きくされて、森林の整備に十二分に活用していただきたいと思っております。 続いてお尋ねいたします。 本年４月に、森林経営管理法が制定されました。この法律はどのような仕組みで、経営管理すべき対象の森林はどのようなもののでしょうか。 例えば、国有林とか、皆さんの共同の山とかが該当するののかということと、また、該当した場合の面積、総面積に占める割合等がお分かりであればよろしく願いいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 今回の森林経営管理法につきましては、森林所有者が自ら経営管理ができない森林を対象にしておることから、国有林や町有林などについては、基本的には想定されておりません。 なお、お尋ねの共同山等につきましては、該当するものと考えておるところでございます。併せて、本制度につきましては、主に人工林において活用されることを想定されております。 次に、対象森林面積のご質問でございますが、本町の森林面積は約２,１６６ヘクタールでございます。そのうち国有林、町有林など公有林を除く私有林面積が約１,８７６ヘクタールあると考えております。 そのうち人工造林が１,２８３ヘクタールであります。ご存じのとおり平成２０年度より福岡県の荒廃森林整備事業により施業を行った約４６５ヘクタールにつきましては、山林所有者と協定書を締結し、施業後２０年間は適正な管理を行うこととなっておりますので、その面積を除いた約８１８ヘクタールが今回の対象面積と考えておるところでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	先ほどの説明の中で、２０年間の管理ということございました。２０年間管理して、その後、山の管理ができなくなった場合は、またどのような取り扱いになるのでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 ２０年経過後、その時点で、やはり、どうしても経営管理ができない。その時点になりますと、経営管理法の趣旨に従いまして集積などを行い、意欲ある経営をされる事業者、そちらとの繋ぎなどを行いたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	ということは、２０年間、個人で管理して、その後できなくなるということであれば、森林管理というのは、次に質問しますけれども、次の質問と絡めてお答えいただきたいと思うんですけれども、この森林経営管理法が制定されますと、町はどのような取り組みをしていくのでしょうか。 内容を見ますと、町が中心的な役割を担うことになっているということでございます。それで、町は長いスパンで森林を管理していかなければならないという定石が出

	てくるわけですがけれども、その辺の対応はどのように取り組んでいかれるのか、教えていただきたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 森林経営管理法の設立の目的につきましては、市町村が仲介役となり、森林の経営管理を意欲ある林業経営者に集積、集約化するというものでございます。 林業経営者では経営管理できない森林の管理を市町村が行う。まず、経営ができるようなものは、そういう林業の経営者のほうに委ねる。どうしても、やはりできないというものを市町村が行うというような形でございます。 まずは本町内の人工造林の経営の状態を把握いたしまして、森林所有者へのアンケート等の意向調査や森林経営者からの申し出を踏まえまして、現状のままでも経営可能な森林や条件が整えば経営可能な森林につきましては、意欲と能力のある林業経営者へ再委託を行うこととなります。 例えば、その林業経営者というのが朝倉森林組合等々というような形になるかと思えます。 また、経営が困難な森林につきましては森林環境譲与税を活用しながら、市町村が自ら経営管理を行うというような形になると考えておるところでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	森林環境譲与税の基金が、先ほども述べましたが、有効に活用されますように、それから、町自体も森林に関しての専門的な知識、それから継続的な仕事ができる職員を、そこに張り付けるということも大事ではないかというふうに思っております。 スパンが20年じゃなくて50年という法律があるようですので、その50年をどのように町が運営していくのか、非常に疑問を持つところでありますし、また、そういう山に特化した人材を配置する必要があると思っておりますので、その点町長、よろしく願いいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 筑前町にとって、また日本にとってもそうでしょうけども、林業の存在というのは極めて重要であります。戦後一番価値が下がったものの1つに、やっぱり林業、木材があろうかと思います。 農業も非常に厳しい状況なんですけれども、やはり農業的なところまではなかなか財源的に、まだ国も踏み込んでおりませんけれども、やはり農業的な取り組みのような形でですね、林業についても位置付ける必要があるだろうと、そのように考えております。 ぜひ、そういった専門的知識の人材育成と、あるいはそういった確保をしながらですね、この山の問題、地方創生の1つとして取り組んでいきたいと思えます。
議 長	柳議員
柳 議員	林業行政が農地行政と同じように、これから活発に運営されていくことを期待したいと思っております。 続きまして、次の質問に変わります。 木質バイオマスの発電について、でございます。 筑前町に設置されます木質バイオマス発電は、木材使用料が年間8万2,000トンというふうに試算されております。毎日、休まず使ったとして、1日平均224.65トンの木材が消費されることになります。

	お尋ねいたします。 樹木の年齢が50年以上の木材として、1日約何本ぐらいの木材を、要するに発電のために使用するのかというのを、お尋ねしたいと思いますのですが、ちょっとあれは違うと思うんですけれども、分かったらよろしくお願いします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まず、今回の木質バイオマス発電に供給する木材は、1本の木のうち製材用材、つまり中心部の木材として利用できる材料、これを俗にA材、B材と申しますが、それ以外の製品として利用できない大曲がりや根っこの部分の端ころ、あるいは先のほうの小径、径が小さい材料とか枝葉など、通称C材、D材と申しますけれども、そういう主に山に放置されておりました林地残材を活用することとなっておりますところでございます。 以上のことから、ご質問の何本必要かという質問につきましては、一概に回答しにくいところではございますが、朝倉農林や関係団体に試算をお願いしたところ、仮に、福岡県南部でございます樹齢50年の杉材、丸太1本をすべて使用すると仮定した場合に、重量から算定いたしますと、約400本の想定となるところでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	たいへんな木材の消費になると思うんですけれども、その供給が滞らないようにですね、やっぱり業者の方と、うちは指導はするかしらないか、ちょっと分からないんですけれども、業者の方と木材供給業者の方といろいろ頑張っていただきたいと思います。 それで、やっぱり消費しますので、地球温暖化防止に伴うCO₂のですね、削減はどのように、バイオマス発電は貢献していくのかというの、ちょっとお尋ねしたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 今回の木質バイオマス発電で燃料の燃焼に伴い排出されるCO₂、二酸化炭素につきましては、木材が光合成により大気中から取り込んだものであるため、いわゆる地球上におけるCO₂の量は変わらないものとして取り扱いをされます。いわゆるカーボンニュートラルというものでございます。 そのため木質バイオマス発電は、地球温暖化に寄与する再生可能エネルギーとして位置付けをされておるところでございます。 なお、本町において、現在、建設中の木質バイオマス発電におけるCO₂排出抑制効果は、約2万トン、年間2万トンと試算をされておるところでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	バイオマス発電がCO₂削減に非常に有効だということは、年間2万トンということでございます。それは樹木が地上に育っている状態のときであって、それを例えば、木を切る、そして搬送をするというふうなCO₂、そこでも非常に要は、燃料を消費するわけなんですけれども、その分はカーボンニュートラルの中に含まれているんですかね。ちょっとそこら辺が分かりませんけれども。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 伐採する、それから運搬については、ちょっと把握をしておりません。申し訳ございません。

議 長	柳議員
柳 議員	伐採、運搬については、ということですが、総体的には一応カーボンニュートラルというのは、非常に有効だろうと思っております。 それはとりもなおさず、きちっと森林を管理していけばカーボンニュートラルの、要するに趣旨は非常に達成されるのではないかというふうに思っております。 それでお尋ねいたします。 最後になりますけれども、このバイオマス発電と森林経営管理法とのかかわりは、これからどのように変化していくのか、お願いします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 ご存じのとおり植物は、日中は光合成のためCO₂を吸収し成長していくと言われております。 ところが成長が終わった樹木につきましては、ほとんど光合成をせずCO₂の吸収効率も悪くなると言われておるところでございます。また、林野庁のホームページにおきましても、植栽後5、60年ぐらいで伐採更新をするのが重要であるとも述べられておるところでございます。 併せて、過去に間伐された森林と全く間伐をしていなかった山林では、間伐して成長を続けた森林のほうがCO₂の吸収率が多いということと、間伐された樹木につきましても、そのままではやがて放置して朽ち果ててしまいますけど、微生物の活動により、逆に二酸化炭素が大気中に放出をされるというような報告もされておるところです。そのため山より搬出して、利用するのが必要であるということも述べられておるところでございます。 このようなことから、適正な間伐をして、持ち出して有効利用するということは、森林経営管理法の趣旨に見合うものであり、大雨などによる土砂崩れに伴う流木災害の防止にも寄与するものと考えておるところでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	森林経営管理法がバイオマス発電に寄与されること、そして森林の保全のために寄与されることを祈念いたします。 最後に、少し私見を言わせていただきます。 私は、子どもの頃から父と山に行っておりました。それは雑木を切り、その雑木は家庭の燃料として使用していました。冬休みは雑木の伐採、春休みは、のこぎりで裁断して、薪割が私のお手伝いの仕事でした。また、その後は、家族全員で山に植林に行きました。杉とヒノキの苗を植えました。 父は私にこう話してくれました。この木は大きくなるのに数十年若しくは百年ぐらいかかるだろう。雅明が家を建てるときには、たぶん間に合わないだろう。お前の子どもたちの頃になるだろうと。 あのころを思い返せば、父は、時の流れと子孫に託することを教えていたのでしょう。山の手入れをすることは、お前の役目で、お前の代では山の木は、なんらお前の経営手段として役に立たないということも暗示していたのでしょう。 最後に、森林は将来にわたって循環していくもので、人間の手が、たゆまず守り育てていくことで、すべての人にとっての貴重な財産になるということを忘れてはならないと思います。 また、バイオマスという新しい発電施設がこの町に誕生することは、将来の町の発展だけでなく、様々な分野に波及することでしょう。 その1つとして、この町だけではなく、取り巻く他市町村の山林にとって、木材の有効活用の道が開け、住環境の変化が好転することを願わずにはられません。

	この新しく施行された法律がすべての人の幸せに繋がることを祈念して、私の質問を終わらせていただきます。 ご清聴ありがとうございました。
議 長	これで2番 柳雅明議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩いたします。 10時45分から再開をいたします。 (10時36分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10時45分)
議 長	柳議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。 柳議員
柳 議員	申し訳ありません。字句の訂正でございます。 一般質問通告書を見ていただきたいと思いますけれども、質問の森林全般で1、2、3、4とありますが、2の分で森林環境贈与税といたしておりますが、これは譲与税でございますので、字句の訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、13番 横山善美議員、一般質問をお願いいたします。 横山善美議員
横山議員	質問に入る前に、一昨年の九州北部豪雨災害に引き続き、本町に甚大な被害をもたらした昨年の西日本豪雨災害の復旧・復興ができていない中に、本年も7月21日早朝からの豪雨により災害が起きてしまいました。この豪雨災害では、人的被害がなかったのが幸いですが、物的被害では、公共災害、農業災害、林道災害などで約183カ所、その他災害及び県対応災害で73件ほどの災害が発生しているようでございます。 また、先月8月28日未明からの大雨により、一部の地域で警戒レベル4、避難指示緊急が発令され、その他の地域でも避難勧告が発令されるなど、異常とも思える気象状況が見受けられます。 これらのことを見据えますと、本町での防災計画の見直し、平成27年3月作成の筑前町ハザードマップの見直し、作成中のため池ハザードマップの早期作成が急がれます。 平成28年6月議会で質問し回答があった、本町の警戒道路の把握、指定緊急避難場所、指定避難所などの緊急時の対応なども、今一度の見直しが必要と考えます。 それでは、通告書順に質問をいたします。 まず、最初に1番、幼児教育・保育の無償化について、お尋ねをいたします。 すみません、この中で、通告書の中で要旨のところがございます、下から2番目でございますけれども、幼稚園は3歳の誕生日からと聞いているというふうに書いておりますけれども、正しくは3歳の誕生月からでございます。以後、誕生月というふうにしやべりますのでよろしくお願いいたします。 今年、令和元年10月から幼稚園児と保育園児の無償化が始まります。認可保育園、認定こども園、幼稚園、一部の認可外保育施設の利用料などがございます。 無償化時期は、保育園は3歳児クラスから、幼稚園は3歳の誕生月からと聞いております。この差異について、町の見解をお聞きしたいと思います。 併せて、関連事項として、本町の幼児教育の現状と今後の課題についてもお尋ねしたいと思います。

	この制度を今一度確認すると、3歳から5歳児は保育時間の短い幼稚園や認定こども園に通う子ども、1号認定でございます。と、保育時間の長い保育園や認定こども園に通う子ども、2号認定という呼称でございます。の2種類に制度上は分けられているようです。どちらの支給認定区分の子どもも幼保無償化の対象になるようです。 幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図る、少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、幼児教育の重要性により無償化を実施するとされています。 今月の広報ちくぜん4ページで紹介をされておりますけれども、保育料は全て無償になるのか。これは、保育にかかる費用は無料だが、副食費、おかず、おやつ代などや通園送迎費、行事費など、受けるサービスによって保育料の上限値が設定されています。 以下、誰が保育料無償になるのか、どうすれば無償になるのか、保育の必要性の認定、無償化の内容と金額はなど、概要が記されております。子育て世代の保護者の方々には、ぜひ、ご覧をいただきたいと思います。 なお、子育て世代の保護者の方々と、ご不明な点は教育課、こども課に相談していただきたいと思います。 そこで、質問でございます。 最初に、幼稚園の入園者及び保育園の入所者数を確認したいと思います。現時点での幼稚園就園者数をお答えください。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 令和元年8月現在の幼稚園就園奨励費申請者数をもとに、幼稚園の入園者数を申し上げます。 まず、町内の4つの幼稚園の合計が、満3歳児41名、3歳児83名、4歳児89名、5歳児125名、計338名。 次に、町外の11の幼稚園の合計が、満3歳児7名、3歳児23名、4歳児28名、5歳児19名、計77名。 認可外保育施設が、満3歳児1名、3歳児8名、4歳児10名、5歳児13名、計32名。 すべての合計で、満3歳児が49名、3歳児114名、4歳児127名、5歳児157名の合計447名になります。以上でございます。
議 長	横山議員
横山議員	447名ということで、たくさん子どもさんが幼稚園に通われているようでございます。 同じように、現時点での保育園入所者数と基準定員をお答えください。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 8月の時点ですけれども、現在8月の時点で、公立保育所を含めました5施設で、0歳児が44名、1歳児105名、2歳児136名、3歳児133名、4歳児128名、5歳児134名で、合計680名となっております。 定員は、5施設合わせてで、610名でございます。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	答弁にございましたけれども、既に70名ほどの定員オーバーがあるようでございますけれども、現在では各保育所で受け入れていただいているということでございます。 現状での入所保留者数、いわゆる希望しても入所できない子どもさんは何名おられますか。お答えください。

議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 8月時点での保育所入所保留者数です。 この保留者数の中には、育児休業中で復帰をしたいけれども待ってらっしゃる方、または、お仕事を探している休職中の方、それから、ここの保育園に行きたいという専願の方とかも含めまして、申請しても入れない子どもさんの数です。 0歳児が35名、1歳児16名、2歳児8名、3歳児2名、4歳児3名、5歳児1名の、合計65名となっております。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	現時点で65名もの入所保留者がおられることに加え、今回の幼児教育・保育の無償化や基準の緩和により、幼稚園、保育園の入園・入所希望者数が増えると思われます。この対応もしっかりと行ってほしいと思います。 それでは、本題の質問でございます。 無償化時期については、先ほども申しましたが、保育園は3歳児クラスから、幼稚園は3歳の誕生日からと聞いております。 保育園は4月のクラス分け時点で、3歳に満たない子どもさんは2歳児クラスとなり、4月以降誕生日が来て3歳になっても、最長約1年間は無償化の対象とならず、幼稚園児は3歳の誕生日には無償化の対象となるようです。 本町の保育料徴収基準によると、05階層で3歳未満児で、現在月4万4,500円の負担があります。4月以降生まれの子どもさんは2歳児クラスとして、最長約1年間は無償化基準から外れるわけです。 幼稚園は文部科学省の管轄、保育園は厚生労働省の管轄で、国が決めたこととはいえ矛盾していると思いますが、この差異を解消するべく、本町独自で保育園も幼稚園と同じ基準、誕生日で保育料を無償化できないでしょうか。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 確かに心情的にですね、非常に矛盾を感じる今回の制度でもあろうかと思います。 と同時に、幼稚園と保育所ですね、就園時間、入所時間は違うんですね。そのことはご理解いただいた上で、ご質問だろうとは思いますが、その施設面、管理運営面からしますと、その分だけ経費もかからないということでもございます。 しかしながら、こういった保護者の立場から立てばですね、そういったことを思われるのも至極当然のことだろうと思っております。 いかんせん筑前町は財政厳しくですね、経常収支比率が極めて高い自治体であります。毎年かかるような経費をですね、なかなか町費で、皆様方の町民の税金で賄うというのは、至極困難な部分があるということでありまして、極力国等へこういった要望、こういった意見があるということですね、伝えていきたいと思っております。 いかんせん初年度でございますので、様々にまた問題点も出てこようかと思えます。総合的に町としても考えていきたいと考えております。
議 長	横山議員
横山議員	今、お答えがあったわけですが、本町では副食費などは保護者負担があるようでございます。 一部の自治体では、3歳以上の保育料、副食費を含めて無償化する方針を打ち出している自治体もあるようでございます。幼稚園、保育園に通う子どもたちの、本町独自の無償化時期の見直しについて、小学校、中学校、高校、大学と、将来を担う子どもたちの健全教育、育成の立場にある教育長は、どういうふうにお考えでしょうか。
議 長	教育長

教 育 長	お答えいたします。 幼稚園を所管する教育委員会としてお答えしたいと思います。 まず、先ほどの年齢による差異について、見解を少し述べさせていただきたいと思っています。 本年10月から実施される幼児教育の無償化においてはですね、幼稚園に対する無償化については、国の制度に基づき、施設の利用料それから預かり保育の利用料、副食費の3つを対象としております。 この施設利用料につきましては、議員ご指摘のとおり、保育所と幼稚園で対象の年齢に差がございます。 この点につきましては、今後も県や近隣自治体から情報収集を行い、制度上の課題について、関係課と情報共有して連携していきたいと思っています。 それから、教育についてはですね、先ほど議員もおっしゃられたように、幼稚園、保育所、そして小・中・高とですね、連携が非常に重要だと思います。子どもたちの学力向上についてもですね、現在もそのような形で、幼稚園、保育所そして小学校、中学校を連携しながらですね、取り組みを進めておりますので、そういった面からもそういったいろんな情報を共有しながら進めてまいりたいと思っています。
議 長	横山議員
横山議員	先ほど町長から財政的な面だけではないと思うんですけども、厳しいというようなお話がございましたけれども、もう一言言わせていただきます。 本町では、他自治体に先駆けて教育環境、エアコン設置や電子黒板、それからALTの導入などを整備をしてきたわけでございます。 それから資料でございます。 筑前町総合戦略、最重要施策ポリシー⑥の子育て支援の推進の中でも、「保育・子育て環境に関する町民の満足度」向上が目標とされ、子育て世代の負担軽減を図り、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう支援を行うとあります。 また、総合的施策編では、基本目標03「子どもと子育て世代から選ばれるまちを創出する」とあり、この中で「筑前町教育支援大綱」に基づき特色ある教育行政を総合的に推進していくとあります。ぜひ、子どもと子育て世代から選ばれる町を創出したいと願うところでございます。 それでは、次の質問でございます。 2番、遊休・荒廃農地について、でございます。 過去2回にわたり農業・農地の現状を聞いてきました。遊休・荒廃農地の現状とその後の有効利用や対策、状況は改善されているのか、今一度お尋ねしたいと思います。 2015年6月議会では、本町の基幹産業である農業・農地の推移と現状把握はできているか、及び遊休土地の現状について、質問をいたしたところでございます。 2016年6月議会でも、荒廃農地の現状とその後の対策は、状況は改善されているのかと質問したところです。 まず、現状について、お尋ねをいたします。 農地に関する現状ですが、平成27年度1月時点では、筑前町全体の面積67.1298平方キロメートルであり、このうち農地面積は2,563.56ヘクタール、約38%、うち産業振興地域内農地が2,290ヘクタール、その他273.56ヘクタールと聞いておりましたが、直近状況が分かりましたらお答え願います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 本町の農地面積につきましては、本年7月現在、農家台帳の数値から読み取りますと、2,537ヘクタールでございます。そのうち産業振興地域内の農地面積が2,2

	87ヘクタールでございます。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	今回の調査資料によりますと、再生可能なA分類、遊休農地と再生困難なB分類のここ数年の2年ごとの動向を見ますと、平成26年では、A分類18,757平方メートル、B分類189,197平方メートル、合計207,954平方メートル、農地面積の0.81%。 平成28年では、A分類20,561平方メートル、B分類198,211平方メートル、合計では218,772平方メートル、農地面積の0.85%。 平成30年では、A分類37,228平方メートル、B分類176,611平方メートル、合計213,839平方メートル、これは、農地面積の0.83%でございます。が、遊休農地、再生困難な農地になっているわけでございます。 平成30年は農地を山林に逆転したことにより、数値上は少なくなっている状況ですが、A分類では平成28年から平成30年に、実に1.8倍に増えている状況であるようです。 そのように把握をしておりますけれども、間違いございませんでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	今、議員が述べられたとおりでございます。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	また、このように遊休農地・荒廃農地が増加してくる主な要因は、何だと思われま すか、お答えください。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします 本町の遊休あるいは荒廃農地につきましては、そのほとんどが中山間地域や丘陵地など耕作条件が不利な地域に片寄っていることは見受けられるところでございます。 その理由といたしましては、農業経営を行うにあたりまして、労力に見合う利益がない、費用対効果の関係でございますが、そのことが大きな原因の1つだと考えてお るところでございます。 また、農地の売買の取引金額や賃借料につきましても、使い勝手の良い農地、そう でない農地では、金額についても差異があることを申し添えさせていただきます。以 上です。
議 長	横山議員
横山議員	確かに耕作条件の悪いところが不利な状況になっているというのは、分かっておる ところでございます。 次に、その後の有効利用や対策、状況というのが改善されているのか、ということ についてお尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まずは、地域担当の農業委員さんのほうから、所有者あるいは耕作者に耕作の再開 や保全管理の指導を行っていただいております。本人による管理が困 難であれば、借り手の斡旋なども合わせて行っているような状況でござい ます。 併せまして、農業委員会事務局のほうからは、所有者に耕作についての意向確認通 知などを実施もしております。 しかしながら、このような働きかけで改善されることもある一方、新たな遊休農 地の発生もあり、いわゆるイタチごっこのような状況でございます。優良な耕作のし やすい農地であれば借り手の期待もできるようなところではございますけれど、昨今の農業

	情勢では耕作困難な地域については、担い手へのいわゆる集積も難しいような状況でございます。 今後も農業委員会からの指導は継続して行っはまいりますけれど、ケースバイケースでは、先ほど議員述べられましたように、農地以外への転用も視野に入れて、所有者への情報提供等を図っていきたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	確かに本町だけに限らず、全国的な状況だと思います。 それでは参考までに、近隣市町村の状況が分かればお教え願いたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 平成30年度の遊休農地の利用意向調査という取りまとめ資料がございますので、それに基づいて説明をさせていただきます。 市町村名を言っていいかどうか、ちょっと自信がございませんけど、朝倉市においては21ヘクタール、久留米市において104ヘクタール、うきは市で284ヘクタール、小郡市で1.9ヘクタール、大刀洗町で10.3ヘクタール、東峰村で9.8ヘクタールとなっております。 ただ、ちなみに新しい農業委員会制度というのがございます。本町も昨年行ったところでございますが、本来、農地の最適化利用を推進するために、農地利用最適化推進委員という役職を設置することと基本的にはなっておりますが、本町におきましては、遊休農地の面積あるいは担い手への農地の集約化率が非常に良いということで、設置をしなくてもよい市町村の中に福岡県内6市町村ございますが、その中の1団体でございます。 このことから近隣のみならず県下でも農地の有効利用等につきましては、上位の位置付けにあるのではなかろうかと考えておるところでございます。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	近隣市町村を、今お尋ねをしたわけでございますけども、一概に近隣市町村と比べましても、地形、特産物、それから就農状況など状況が違うというのは把握をしているところでございます。 やはり山手と言いますか、山がある地域のほうがちょっと厳しいのかなというような、個人的な見解でございますけども、思うところでございます。 県内や近隣市町村と比べまして、農地の利用が良いほうだということもございますけども、先ほどの平成30年度では農地面積の0.83%が遊休農地、再生困難な状況にあるわけでございます。就農者の高齢化や世代交代による離職や耕作放棄が増えてくるのも、ある意味やむを得ない状況にあるのかもしれない。 令和元年度の農林商工課、農業委員会の主要施策にあるように、新規就農推進及び定着促進ということで、農業次世代人材投資資金事業、若者の農業・農村参入及び定着促進事業、就農里親事業などの施策をしっかりと推進してもらいたいと思います。 最後に3番、掩体壕の整備について、お尋ねをいたします。 大刀洗飛行場の貴重な戦跡である掩体壕を、戦跡公園として整備していくということであったが、現状では放置され、言葉は悪いですが、荒れた状況にあります。掩体壕そのものも強度上、危険な状況にあると思うが、今後の整備計画について、お尋ねをいたします。 平成28年度第3回定例会におきまして、平成28年補正予算3号、平和記念館費で公有財産購入費として2,795万1,000円、補償補填及び賠償金として1,204万9,000円、合計4,000万円が、追加議案第50号、仮称筑前町立戦跡保存公園、都市公園を設置すべき区域を定めることについてとして上程をされました。

	議員からの質問に対して、地権者との契約が整えば、早速、業者への発注を行い、具体的な設計に入りたいとのことで、我々議員も賛成をしたわけですが、現在どのような進捗状況、経過であるのか、お尋ねをしたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 筑前町高田にあります掩体壕は、少しちょっと振り返させていただきますけども、戦時中に建造されたものでございまして、戦時中、敵の空襲から飛行機を守るためのものでございます。掩体壕は、戦時中は大刀洗飛行場から町内安野にあります太刀洗北飛行場まで、道路沿いに数多く点在していたものであります。 現存しております掩体壕は、この高上にあるものだけでございまして、戦時中の貴重な戦跡として、平成28年10月に町が取得をしております。 掩体壕の構造は、鉄筋コンクリート造、敷地面積が1,981平方メートル、掩体壕そのものの延べ床面積は410平方メートルでございます。 町は、取得後に掩体壕の保存、活用に向けて、掩体壕の強度調査、補強方法、掩体壕敷地内の外構、いわゆる見学者用の駐車場等の整備について、専門業者による調査設計を行っております。 とりわけ強度調査につきましては、表面上の劣化が進んでいること、内部の亀裂が各所にみられること、また、耐震性につきましては、横揺れについては耐震性はあるものの、縦揺れには弱いとの調査結果が出ております。 この調査結果等を踏まえ、耐震性を踏まえた補強をどうするのか、相当程度となる事業費の財源をどうするのか、整備後の管理運営をどうするのかについては、現在検討中でございます。 現在の掩体壕の管理状況ですが、木杭とロープによる侵入防止策を図っております。約2,000平方メートルの敷地は年数回の草取り等の除草作業も行っております。 それから活用、いわゆる見学希望の対応につきましては、戦跡ガイドボランティアの皆さんのご協力もいただきながら、団体等で希望があった場合や期日を限定した公開を行っております。 見学の場合は危険防止のため、掩体壕本体への入場は遠慮いただいているところでございます。以上です。 すみません。一部訂正をさせていただきます。 回答の冒頭で、筑前町、私が高田と言ってしまいました。筑前町高上の間違いでございます。訂正いたします。
議 長	横山議員
横山議員	一昨日も私、現地を確認したわけでございますけども、8月の頭に草刈りをされたというようなことは聞いておりましたが、昨今の雨により、また膝下くらいまで、また草が生えているような状況でございます。 今、担当課のほうが言われました一部分ご案内をしているというようなことであればですね、その辺り足元含めて、そこだけでもとは申しませんが、早急に整備をする必要があるのではないかなと思います。 確かに、財源的に苦しい状況でございましょう。だけど、やはり先ほども申しましたように、貴重な掩体壕を後世に残す戦跡保存公園整備として購入をした財産でございます。貴重な予算をやり繰りして、早急の整備をお願いしたいと思うんですけども、たぶん町長の手元にあるかと思うんですけども、本日の西日本新聞の記事に、高知県南国市の掩体壕の整備という状況が載っております。 公園として整備をされているというような状況でございますので、先ほども申しま

	したけども、費用的なものもあろうかと思います。確かにお金を生む施設ではないかと思うんですけども、せっかく購入した財産でございますので、早急の整備を今一度、町長のほうの決意と申しますか、整備方針をお願いしたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 この掩体壕の価値、戦跡としての価値は大いに認めるところでございまして、かなり専門的な方々からもですね、保全の要望というのは強くいただいている状況でございます。十分認識しているところであります。 今日の新聞、私も早速コピーをいたしまして、子どもたちですらこういった価値を認めているということでございます。 そしてまた、非常に今日の新聞で参考になって、即、南国市に問い合わせをやらせました。そういった中で、数千万で整備をやっているんですね。だから、いろんな整備の仕方があるんだなということを、また1つ知ったところでもございます。 それと私どもは、やはり皆様方の税金を預かって、健全財政であって地域振興を図るべきだと、これが町づくりの要諦であるということは、いつも肝に銘じて進めさせていただいております。 今、正直言いまして、今、平和記念館絡みですね、年間7,000万円からの借金の返済をしております。もちろん交付税措置もございますけれども、そういった措置をやりながら、さらに上乘せの平和施設の整備ということになりますので、そこも十分理解した上で、情報公開しながら整備は進めていくべきだろうと思っているところであります。 そういったことはさて置きながら、要は、整備計画のプランはコンサルタントが作るんですけども、歳入企画はやっぱり行政でしっかり考えなくてはなりません。まさに今から重要なのは、稼ぐ力、歳入の企画でございます。 そういったことで、担当課あるいは地域政策会議等々ですね、この歳入の企画をやろうじゃないかということで考えております。 私もトップセールスとしてですね、今月の18日に総務省関係の人がわが町を訪ねてくれるようになっております。その中で、地方創生の一事業として、これが取り組みめないのかということも相談しながら、現地を案内したいと、そのように考えているところであります。 様々に工夫をしながらですね、行政だけが整備したんじゃないと、多くの住民の方々とともに、この施設は保存整備そして育てるものなんだという認識のために、様々に歳入企画をしっかりやって、取り組んでいきたいと思っております。 また、具体的にはご相談いたしますので、よろしくお願い申し上げます。
議 長	横山議員
横山議員	何回も申しておりますけども、貴重な戦跡でございます。ぜひ、前向きにやっていきたいなというふうに思います。 蛇足ながら、実は私、この掩体壕の近くに住んでおります。私が幼い頃、三つ、四つの頃、もう六十何年前の話ですけども、私の親父がバイクの後ろに乗つけて連れて行って、ここに行ったことをよく覚えているんですね。そこだけ覚えているんですね。それほど私も愛着がございます。 そういう意味での愛着と貴重な保存を、戦跡として保存をしなければいけないということでございますので、本当に前向きな議論をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。 全般的に、今後も筑前町のあらゆる諸問題について、行政、議会が一体となって解決できるように願ひまして、一般質問を終わります。

議 長	これで１３番 横山善美議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 午後１時より再開いたします。 （１１時２８分）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１３時００分）
議 長	５番 木村和彦議員
木村議員	こんにちは。よろしくお願いいたします。 一般質問に入ります前に、少し述べさせていただきます。 定例会初日の町長のあいさつの中にも、また、午前中の横山議員からも話がありましたが、昨年に引き続き、今年も豪雨災害が発生いたしました。新たに災害に遭われた方々、また、昨年の災害復旧を終えたところも被害に遭われた方々もおられます。 災害に遭われた方々に対しては心よりお見舞い申し上げます。とともに、早期に復旧・復興されることを願っております。 また、私の地区では、今年６月の田植えは、折からの水不足に加え、ため池が使えない状況の中で始まりました。一時は田植えを諦めなければとの思いもありましたが、７月上旬には何とか田植えも終わり、今月下旬ごろには実りの秋を迎えます。 本当に今年は、水の怖さ、水の大切さと改めてため池の必要性を実感した年でもありました。現在、中島池工事がなされているところではございますが、工事完了予定の来年３月には、ぜひとも完成していただくようよろしくお願いいたします。 では、一般質問に入らせていただきます。 スポーツ振興と施設改善について、質問いたします。 まず、生涯スポーツ振興について、質問いたします。 筑前町社会教育推進２０１９、「人を育む未来へ輝く筑前」の中に、生涯スポーツの普及促進と促進による健康増進とあります。この施策は、町主催事業、筑前スポーツフェスタ事業と体育協会参加事業があり、一般町民、様々な団体、年齢層が参加できる生涯スポーツイベントを計画されており、内容は評価できるものだと考えております。 残念ながら、先日行われる予定の町民ソフトボール大会は雨天中止になりましたが、半年経った現在までの現況と問題点があればお答えください。よろしくお願いいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 今年度に入り、各団体の総会や結団式、体育協会主催の筑前スポーツフェスタ事業、内容関係につきましては、パークゴルフ、ビーチバレーボール大会等が開催されております。また、郡民体育大会、町主催の青少年ドッジビー大会など多くの行事が開催され、また、今後も予定されております。 中でも青少年ドッジビー大会は、昨年までキックベースボール大会に代わるもので、熱中症対策の観点から時期を早め、今年は６月２３日に実施し、３５チーム、４８０人余の参加により盛大に盛り上がっております。 問題点といたしまして、先ほど議員がおっしゃられたとおり、季節がら高温や大雨の影響で中止にしなければならない場合や会場の確保、監視員の確保等の問題がございます。以上です。
議 長	木村議員

木村議員	会場等の問題があるとのことですが、これは、地域の住民の交流の場としても重要だと思いますので、対応してもらいたいと思います。 私は、スポーツとは体の健康増進だけではなく、心の健康にも繋がり、また、地域住民の絆の場としてでも重要だと考えます。これからも大会役員の方々や地域住民の関係者の負担が多くかからないようにして、施策を進めていってもらいたいものです。よろしくお願い申し上げます。 次の質問に移ります。 スポーツ施設、特に、今回は多目的運動公園、筑前ぼぼろについて、質問いたします。日射病、熱射病予防対策について、質問です。 この公園の平成30年度の利用状況は、野球場で約5,600人、パークゴルフ場で約6,000人、多目的運動公園で16,000人、子ども広場は約43,000人となっております。 その中で、特に日射病や熱射病に注意しなければいけない5月から10月にかけて、運動施設の利用者は約15,500人となっております。 現況はですね、各個人がテント等を張って対応しておられますが、テントなどの対応ができない方は、管理棟の軒下で休んでおられるのが現状です。雨除けを兼ねて、日射病、熱射病等の予防対策を図る上で、多目的運動公園のスタンドの一部、野球場の応援席など、日除けの対策が必要ではないかと考えます。今後どのような対応を考えるか、お聞かせください。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 現在、野外競技で利用されている団体は議員が言われるとおり、各団体で簡易テントを持ち込み、熱中症対策を図られているところです。 スタンド利用よりも簡易テント利用のほうが使い勝手が良い点、また、日除けが足りないということであれば野球場側、多目的運動公園広場に2間掛ける4間のテントがございますので、ご相談いただいた上ご利用いただくことが可能です。その点から熱中症対策の1つと考えております。以上です。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	都市計画課より施設管理面でのお答えを申し上げます。 筑前ぼぼろ建設にあたりましては、自然とふれあい、くつろげる広場を基本構想に掲げ、オープンまでの12年の間、地元をはじめ各種利用団体と何度も協議を重ねる中で、様々なご意見やご要望がありました。 しかしながら、予算の関係上、すべてのご要望や、より充実した施設を反映するのは困難でございました。また、これまでの議会で議員の方々から、一般質問も30件ほど受けて、繰り返し議論してまいりまして、限られた財源の中で議決をいただきながら、多くの皆様とつくり上げた公園でもございます。 フルオープンから2年が経ちまして、いろいろなご要望も出ておりますが、今後も年間3,000万円の公園維持管理費が続いていくことから、現状維持を保ちつつ状況を精査しながら、予算の範囲内で効果的な改修整備を検討したいというふうに考えるところでございます。 つきましては、先ほど生涯学習課が答弁しましたように、日射病、熱射病には十分留意され、当面テントや日傘等で対処をお願いする次第でございます。以上です。
議 長	木村和彦議員
木村議員	都市計画課、生涯学習課ともに述べられましたが、私はですね、予算の関係などあると思いますけども、できることからですね、ぜひ対応していただきたいと。 特に、夏の日差しの暑いところに選手とか家族とかがじっと立っているのを見る

	と、ほんと忍びないなと思いますので、ぜひ、できるところから対応していただきたいと思っております。 続いて、次の質問に入ります。 野球場の放送施設整備についてです。 残念ながら現在の野球場は公式ではありません。でも、小学生や中学生、そして成人がプレーすることはできます。放送施設を設置することによって、盛り上がりや感動、数値化できないものが生まれてくると考えます。 例えばですね、アナウンスで「1 番サード田頭君、背番号 3」とかですね、また、「選手の交代をお知らせいたします。ピッチャー田中君に代わりまして、代打中野君、背番号 8」とかですね、アナウンスされるとやる気も起きるし、小学生や中学生の最後の大会などでは思い出もできると考えます。 このようなことから、放送施設が必要であると考えますが、どのようなお考えか、お尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 現在、放送設備について、使用される団体が持ち込んで、設置及び利用されていますが、大会時のみのため年間 10 回程度だと認識しております。 また、放送設備を利用する団体の中には、生涯学習課にあるポータブルマイクにスピーカーを付属して使用されている団体もございます。 新規の設備設置により議員が言われるとおり、盛り上がりや感動という点は理解できますが、年間を通しての使用頻度の点から、現在の利用形態で大会等を運営いただきたいと考えております。以上です。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 施設についてはですね、より充実に越したことはない、私も基本的に思っております。先ほどのようにアナウンスされればですね、子どもたちも元気が出るでしょうし、良い事だろうと思えますけれども。 財政が非常に厳しい中で、やはりいろんな事業をですね、検討してみます。様々なスポーツ関係については、特にオリンピックも控えておりますので、国等も様々な事業を仕組むと思えますので、そういった事業等を十分検討しながら、でき得るものから対応していきたいと、そのように考えます。
議 長	木村和彦議員
木村議員	この放送施設はですね、私がまだ議員になる前に、ちょうど野球場が完成したときに、放送施設をぜひ設置してくれとお願いしたものです。 しかし、そのときの返事がですね、まず、管理ができないと、管理運営ができないということで、諦めてくださいという話でした。 今、ちょっと状況が変わっておると思いますが、ぜひともですね、この放送施設は、設置すれば使用回数が増えると思いますので、よろしく願いしときます。 次の質問に入ります。 各スポーツ施設を気軽に利用できる環境づくりです。 今年 2 月に行われた子ども議会の中で、夜須中学校の中村議員が、「各スポーツ施設をスポーツチームやクラブチーム以外の個人でも気軽に利用できる環境を望んでいます。」とありました。 そのときの答弁は、町長、教育長がなされておりますので、ここでは述べませんが、その後多くの町民の方々からも、筑前町の施設は、使用するのに不便であるとの声を聞いております。内容は、貸し出しの枠組みが大きすぎることです。

	例えば、小中学校の体育館は午前中、午後、そして夜間の3つの振り分けになっており、トレセンの卓球は3面以上からの貸し出しとなっております。これは、クラブチームや各スポーツ団体を優先した対応になっているものと思われます。 住民からは、個人でも使用できる施設として、1時間刻みでの貸し出しや1面からでの貸し出しにできないものかとの意見があります。公共施設とは管理することも大事でしょうが、町民が多く利用しやすくことか大前提と考えます。 平成28年3月に出された筑前町公共施設等総合管理計画の中に、スポーツ・レクリエーション系の種目があります。今後の方向性として、必要性を明確にし、必要に応じて管理運営の見直しを行う、また、利用者向上に向けた検討を行うとありますが、どのような考えを考えられておるものか、お尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	学校施設の利用につきましては、議員が言われるとおり、条例により午前、午後、夜間で振り分けており、時間内利用であってもその範囲内の料金を頂いております。 また、農業者トレーニングセンターも条例により午前、午後、夜間で振り分けておりますが、個人での使用も許可しており、卓球台も1台から利用可能でございます。 町内在住の方への利用料金は、多くの町民の方に利用いただけるよう低く設定していますので、空き時間を含め生涯学習課までご連絡いただければと考えております。 1時間単位での利用につきましては、今後、利用者からのご要望がですね、多く上がれば検討したいと考えております。以上です。
議 長	木村和彦議員
木村議員	利用者の要望があればですね、検討していただくということなので、私のところに相談に来られた方々に言ひまして、相談に行くようにさせたいと思いますので、よろしくお願ひしときます。 次の質問に入ります。 農業用ため池管理保全法の施行に伴い、筑前町の対応について、質問いたします。 この法律は、近年の豪雨等により農業用ため池による被害が出ており、必要な措置を講じるための法律で、農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講じることにより、農業用水の確保をはかるとともに、農業用ため池の決壊による水害、その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とするとあります。 まず、農業用ため池の届け出について、質問いたします。 次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならないとあります。 1、農業用ため池の名称及び所在地、2、農業用ため池の所有者の氏名、または名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、3、農業用ため池に管理者がある場合には当該管理者の氏名、または名称及び住所並びに法人にあってはその代表者、法人でない団体であつてはその代表者、または管理人の氏名、4、その他農業用ため池の管理に関し、農林水産省令で定める事項となっておりますが、どのように対応されるのか、またされたか、されるのかをお伺ひいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 農業用ため池の管理及び保全に関する法律、本年7月1日に施行したところでございます。 根本における農業用ため池というものは、人口的につくられた堤体及び取水設備で構成され、農業用に供される施設を言い、現に利用されるもののほか、利用されていない施設であっても利用し得る状態であるものが該当するとされておるところでござ

	ざいます。 また同法では、農業用ため池の所有者は、本法の施行日から6カ月以内に都道府県知事に届け出をしなければならないとなっておりまして、国または地方公共団体が所有するものを除くとなっております。ごさいます。 本町内のため池につきましては、1カ所を除き、町所有のため池となっております。ごさいまして、届け出の必要はないところでございまして、 また、届け出が必要な1カ所のため池につきましては、今後所有者である地元のほうへ、町から届け出のお願いなどをしていく予定としております。以上です。
議　長	木村和彦議員
木村議員	届け出の必要がないということなので、続いていきます。 特定農業用ため池の指定等についてですが、都道府県知事は農業用ため池であって、その決壊による水害その他の災害により、その周辺の区域に被害を及ぼす恐れがあるものとして、政令で定める要件に該当するものを特定農業用ため池として指定することができると思いますが、筑前町のため池は、該当するため池はあるのか、また、あるとしたらどの程度あるのか、お尋ねいたします。
議　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 特定農業用ため池の指定につきましては、県知事は、農業用ため池であっても、その決壊による水害その他の災害、その周辺の区域に被害を及ぼす恐れがあるものとして政令に定める要件に該当するものは、特定農業用ため池として指定することができるということになっております。 県が指定した特定農業用ため池につきましては、土地の掘削、盛り土、切土、竹林の植栽、その他ため池の保全に影響を及ぼす恐れのある行為は、予め都道府県知事に許可が必要であるということになっております。 なお、この国のガイドラインにおきまして、先ほどと重複いたしますけど、地方公共団体が所有するため池は、特定農業用ため池の指定の対象外となっております。以上です。
議　長	木村和彦議員
木村議員	ため池がですね、特定ため池がないとしてもですね、決壊する恐れのあるため池はたくさんあると思います。これはもう隠せない事実だと思います。 ですので、届け出が必要ないとしても、それなりに筑前町としては管理していく必要があると思いますので、よろしくお願い申し上げます。 続きまして、筑前町におけるため池の管理責任者は誰に依頼しているのか、ということについて質問します。 農林商工課に問い合わせたところ、区長が管理責任者になっておるとの返答でした。が、私の地区だけではないと思いますが、区長が非農家であり、農業のことはよく分からない中で、区長を管理責任者にするには無理があると思われます。私の地元区長からは、ため池を利用する農業者を管理責任者としてほしいとの意見でした。 ため池の管理団体があるところでは、管理責任者を管理団体代表者にすべきであると考えます。また、管理団体の存在しない地区では、区長が管理責任者である趣旨を説明すべきだと思いますが、どう対応されますか。
議　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 本町内のため池台帳では、町内に68カ所の農業用ため池があり、先ほど述べましたように、1カ所を除く所有者はすべて町の名義となっております。ごさいます。

	いずれも管理者は地元行政区ということになっております。 今後、実際に管理される地元の団体等について情報収集を行い、ため池管理者及び関係機関が相互に連携いたしまして、ため池管理を行っていくことと予定をしておりますし、また、ため池管理者と町といたしましては、ため池管理協定を今後、結んでいきたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	木村和彦議員
木村議員	農業者の管理責任者との協定を結ぶということによろしいですかね。 続きまして、ため池管理の監督・指導を町が行うべきではについて、質問いたします。 ため池の管理等は適正に行われているのかを町が把握しておく必要があると考えます。 例えば、私は、牧ノ池水利組合の役員をしておりますが、年に3回から4回のため池周りの草刈り、流木処理や取り入れ口からの水路管理等を実施しております。 そのような実施した作業内容を町が把握、管理し、必要であれば管理の内容を指導する体制を整えるべきだと考えますが、どのようなお考えかお尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 本法で規定する適正な管理といいますのは、農業用水の貯留機能の発揮及び農業用ため池の決壊の発生防止などを目的といたしました施設点検や補修、補強、洪水吐の堆積土砂の撤去、堤体の草刈りなどを日常管理ということとさせておるところでございます。 今後とも農業用水としてご利用いただくために、所有者である町と管理者である地元行政区を含めた関係団体と、先ほど申しましたように、ため池管理協定を結び、国や県のため池管理マニュアルというのがございますので、それを基に関係機関が相互に連携しながら、適正なため池管理を推進してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	木村和彦議員
木村議員	マニュアルをですね、筑前町独自で作っていただいて、筑前町に合った維持管理のマニュアルを作成していただいてですね、対応していただきたいと思います。 最後になりますが、今後、ため池の補修などの工事費の費用はため池の利用者だけではなく、自治体にも共通した課題であると考えます。ため池の安全と農業用水としての機能を確保するためには、中長期的な財政計画が必要であると思われます。 町として、今後どのような対応をされるのか、町長のお考えをお聞かせください。
議 長	町 長
町 長	お答えいたします。 国もですね、このため池問題、全国に2万カ所あるそうなんですけれども、かなり今回の2年連続の集中豪雨の災害を受けて、ため池問題をしっかり今研究されております。 そういった中で、国の負担もより求めながらも、町といたしましても、確かにため池は農業用者だけのものではございません。様々な多面的機能を有するものでございます。そういった視点も入れながら国の動きと合わせてですね、今後、負担の問題を考えていきたいと思っております。
議 長	木村和彦議員
木村議員	冒頭申し上げましたが、ため池の本当、必要性を感じた自治体であります。今後の農業の維持、発展を考えると、ため池は必ず必要なものです。 微力ではありますが、私も極力、協力してまいりますので、対応のほどよろしくお

	願いしときます。 以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	これで5番 木村和彦議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 1時40分より再開いたします。 (13時28分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13時40分)
議 長	4番 石橋里美議員
石橋議員	通告に従いまして、緊急防災対策の取組みと新生児聴覚検査の取組みについて、質問させていただきます。 昨年の夏、日本列島は、災害級と言われるほどの暑さに見舞われ、小学生が亡くなるという痛ましい事故が起き、今年もまた猛暑となりました。酷暑が頻繁に起こる中、子どもたちにとって安全な学習環境を整えることは喫緊の課題です。 町内の小中学校については、2014年度にすべての普通教室において設置が完了しておりますが、その他の特別教室や体育館の設置状況はどうなっているのでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 各小中学校のエアコンの設置状況につきましては、普通教室については、議員がおっしゃったとおり、すべての学校で設置済みでございます。 特別教室につきましては、小学校全体で64%、中学校全体で同じく64%の設置率となっております。 体育館につきましては、全校とも設置はされておられません。以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	文部科学省の調査結果によりますと、全国の公立小中学校のエアコン設置率は、昨年の9月末時点で、普通教室が58%となっており、設置率が100%の自治体がある一方で、0%のところもあるようです。 学校へのエアコン設置は、これまで自治体が主となって進めて来られました。このような中、わが筑前町における普通教室の設置率が、既に2014年度には100%という実績は誇らしいことだと思います。 しかしながら、先ほど言われましたとおり、特別教室の設置率は64%、体育館においては全く設置していません。 そこで体育館の使用は、学校行事以外でも様々な生涯スポーツの活動の場として使用されていると思いますが、その使用状況についてお尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	生涯学習課から学校行事以外での体育館の使用状況について、お答えいたします。 平成30年度の利用実績といたしまして、三輪小学校体育館1,250件、27,270人、東小田小学校体育館342件、11,640人、中牟田小学校体育館229件、4,280人、三並小学校体育館44件、2,370人、三輪中学校体育館64件、1,360人、夜須中学校体育館386件、17,190人、農業者トレーニングセンター1,740件、28,220人の利用となっております。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	今、お答えいただいた活動において、体育館使用時の暑さ、寒さ対策はどのように

	されているのでしょうか。また、利用されている方々からの意見や要望を把握されていたら、お答えをお願いします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 社会体育団体につきましては、昨年6月に指導者研修において、「熱中症はアイシングで防げる。これからの季節スポーツ指導者に知ってほしいこと」と題しまして、熱中症の講習会を行っております。 また、各スポーツ少年団においても熱中症対策として、こまめな水分補給や定期的な休息を入れながら指導にあたっているところでございます。 室内競技については、扇風機を持ち込んで活動している団体もございます。 利用者からの意見といたしまして、昨年のように2週間連続、猛暑日等が続いた折、暑かったというような感想はいただいておりますが、熱中症対策は、窓を開けたりこまめな休息をとると、指導者、保護者においても気を付けていただいているところであり、暑さ対策としての要望はいただいております。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	私もお盆前に三輪小学校の体育館と農業者トレーニングセンターと、午後から見学をさせていただきましたけれども、本当に暑い室温の中、また高湿度の中で、子どもたちが本当に必死になって、ひたむきに頑張っている姿を見て感動いたしました。自分がこの年齢のときにはどうなんだろうかと思いました。 また、スポ少の子どもたちに関しましては、本当に、この暑い中で素晴らしい結果を出させていただいております。本当に保護者の方、また指導者の方々には感謝しております。 それと、本年の、この2月に開催されました子ども議会において、体育館に冷暖房がほしいと要望なされました。 体育館では体育の授業をしたり、全校児童が集まって始業式や終業式などを行ったりしますが、冬の体育館はとても寒くて凍えそうです。それでも寒さなら厚着をして体育館に行ったり、ストーブをつけてもらったりするので耐えられます。体育の授業なら運動すると体が温まるのでなんとかなります。 ところが、夏の暑さにはどうにもならないときがあります。運動ができないくらい暑かったり、夏の終業式や学校集会などは座っているだけでも辛かったりすることがあります。と、切実な要望がなされました。 そこで、夏の暑い熱中症の危険が予想されるときに、特別教室や体育館を利用する際に、子どもたちに対して何か配慮されていると思いますが、どのような対策を講じて使用されているのか伺います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 熱中症は、屋内においても発症する可能性があるため、エアコンのない教室や体育館で活動を行う際には、十分な注意を払う必要があります。各学校においては気象状況を踏まえ、活動の時間帯を考慮し、大型扇風機等を配置するなどの配慮を図っております。 また、本町にはすべての小中学校にエアコンが完備されたランチルームがございますので、ランチルームを有効活用することもございます。 さらに、児童生徒一人ひとりの体調や様子に注意を払いながら、活動時間を区切って、こまめな休憩を取り、適度な水分補給を行うよう努めております。 状況によりましては、子どもたちの健康を最優先に考え、計画の変更や中断など、柔軟な対応にも努めているところでございます。以上です。

議 長	石橋議員
石橋議員	引き続きしっかりと子どもたちのために、しっかり見守っていただくようお願いいたします。 また、学校施設の中でも体育館は災害時に指定避難所として使われます。一昨年の北部九州豪雨や昨年襲った西日本豪雨の被災地では、学校を避難所として使う住民を苦しめました。 学校施設は元来避難所を主用途として設計されたものではなく、日常生活を送る機能が備わっているとは言えません。このため避難所として使用された際には、生活環境上の問題が生じることは当然のことでありますけれども、長期間にわたる避難所生活による生活環境上の問題を無視することはできません。 避難所生活を体験された方へのある調査によりますと、避難所生活において、プライバシーの確保やお風呂、トイレ問題と並び、避難所の室内温度に悩まされたという意見が多い状況でございました。高齢者や病弱な人、乳幼児などが身を寄せることを考えても、このエアコンの必要性は明らかだと思います。 筑前町においても近年の豪雨により、指定避難所を開設する機会が増えています。幸いにも大事に至るまでにはなっていませんが、災害時の避難所になり地域の拠点ともなる体育館についても、早急にエアコンの設置を進めるべきだと思います。 そこで、体育館へのエアコン設置について、避難所を運営する上での環境対策としての必要性をどのように考えてあるのか、お尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 避難所運営上の環境対策の必要性の考えということについて、環境防災課のほうから回答をいたします。 災害に備え避難所での居住性をより良好とするためには、体育館避難所における暑さや寒さへの対策は重要と考えます。 ただ、避難所として使用する日数は不確定であり、避難所として体育館を年間何日使用するのか分からないのが実情でございます。使用日数が見通せない中では、施設の現機能を活かしながら使用するというのが合理的だろうと考えます。 これに基づき、避難所施設の使用方針といたしまして、現在ある各施設を有効に使わせていただく、そして施設の機能が不足する部分は、その期間を備蓄品やレンタル機材等で補って対応していくというのが方針でございます。 また、現施設の有効利用に関しまして、災害の規模により、必要な場合には空調のあるランチルームの使用について、その都度、学校と使用の協議を行います。 また、その他、空調施設が整っている避難所もありますので、そちらへ移動していただくなど臨機応変に対応し、避難者が少しでも快適に避難所生活を送れるように配慮していく所存でございます。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	わが公明党は政府に対して、エアコン設置を急ぐよう要請を重ね、公明党の国会・地方議員による長年の取り組みを受け、全普通教室への設置費用が2018年11月に、第1次補正予算が成立いたしました。 また、本年2月に行われました衆議院予算委員会において、柴山文部科学大臣は、公立小中学校へのエアコン設置に向けた公明党の尽力に対し、これまでの感謝を申し上げられるとともに、体育館などへのエアコン設置に向けては、自治体の実質負担が大幅に抑えられる総務省所管の緊急防災・減災事業債が活用できると明言し、地方自治体に周知したいと述べられております。 そこで、この緊急防災・減災事業債について、この制度がいかなるものか、また、

	制度活用の有無について、お伺いいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 緊急防災・減災事業債は、財政措置として地方債の充当率100%、交付税措置として元利償還金70%を基準財政需要額に算入されるものです。 この対象事業の中に、指定避難所における空調設備がございます。令和2年度までの事業年度となっております。 この事業債を使用して学校体育館へ空調施設を常設する場合、30%の初期投資負担が必要になります。また、これとは別に電気代などの維持費が発生いたします。 なお、維持費につきましては、令和元年度から公立小中学校の運営に要する経費ということで、教室冷房の電気代を普通交付税措置されることになっています。 交付税の算定額については、行政の規模による標準算定額の配分がなされるものでございます。 そして、後段お尋ねのですね、制度活用についてでございますが、防災担当課といたしましては先ほど申しましたとおり、現施設の有効利用そして不足する部分については、レンタル機材等で補っていくというスタンスに、現段階では変更ございません。 したがって、小中学校体育館に空調設備を、これを使って新設するということは考えておりません。以上です。
議 長	教育長
教 育 長	小中学校を管理する教育委員会として、お答えをしたいと思います。 学校体育館へのエアコンの設置につきましては、熱中症の予防の対策としては大変有効だというふうに考えております。 教育委員会といたしましては、老朽化する学校施設の整備や必要とされる教育環境の整備等を計画的に進めていく必要があるというふうに思います。 体育館の熱中症対策については、先ほども課長のほうから回答とおり、現時点ではランチルームの活用や補助器具等を活用して、子どもたちの安全管理に取り組んでいくという考えでございます。以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	先ほどの、この緊急防災・減災事業債は、このエアコン設置費用の全額に充当することができて、この7割が交付税として措置されて、そして町利負担というのは3割に抑えられるということ。また、この電気代についても、この普通交付税が措置されるということになるんですね。この制度を活用することによって町の負担は大幅に減少することができると思います。 今、教育長も言われましたけども、環境防災課のほうも体育館に対しまして、このエアコン設置は考えてないということと言われましたけれども、この昨年の12月の一般質問の際に町長は、一番心配しますのは、初期投資とその後の維持費について、どのように国は負担していき得るものなのか、そこまでも見極めていきたいと、検討をしていきたいと、お答えをいただいております。 設置後の冷房設備に係る光熱水費については、普通交付税で措置されることとなり、初期投資を抑えるための国の支援である緊急防災・減災事業債は、先ほども言われましたけれども、この2020年度には終了いたします。機を逸することのないように、早急に検討して判断していただくことが必要だと思います。 再度お尋ねいたしますが、今後の体育館へのエアコン設置について、町長のご所見をお伺いいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。

	先ほど教育長、教育的な見地から、そして防災のほうから見解を述べました。 と同時に私も言うておりましたように、初期投資と維持費が一番問題なんだというふうに考えております。これは、すべての事業について、私はそのように考えておりますので、事を、事業を起こす場合は、財源は何かと、そのことを確認して予算の査定も行っているところであります。 今、言われまして、かなりの国の支援があるんだと、手厚いんだということを再認識したところでもございます。 ただ、うちのほうの特徴といたしましてですね、ランチルームを有するというのは、これは、なかなか稀ではなかろうかと思っております。その辺の利用との調整を図りながらですね、検討していきたい。 それと、いかんせんうちの場合はですね、小さな3万の町に6校の学校があるということですね。そして6校はすべて体育館を持っている。さらにはトレセンがあるということですので、その辺の調整も必要だなと思っております。 今言われました議員の質問等十分受け止めながらですね、検討をしていきたいと思っております。
議 長	石橋議員
石橋議員	自然災害というものは、時や場所を選びません。暑さ寒さから子どもたちを守る、安全な学習環境を整えることは無論のこと、町民や様々な団体、年齢層の方が利用する体育館でございます。時や場所を選ばずに襲い来る自然災害に備え、まずは現状の中で、できる限りの万全の対策を論じていただくようお願いいたします。 とともに、この特別教室や体育館のエアコン設置が一步でも着実に前進するよう、前向きに検討していただくよう要望をいたします。 続きまして、新生児聴覚検査受診についてです。 日本では1,000人に1人から2人の子に難聴などの聴覚障害があると推定されております。厚生労働省は、聴覚障害者は早期に発見され、適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達などへの影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るために、新生児聴覚検査の実施が通知され、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することを求めています。 この聴覚検査は痛みがなく、赤ちゃんが寝ているときに10分ほどで終了いたします。生後3日以内に行う初回検査と、その際に再検査された赤ちゃんを対象に、生後1週間以内に実施する確認検査があります。 これらの検査にかかる自己負担額は1回当たりおよそ5,000円程度ですが、費用面が壁になって検査を受けないと判断する母親も少なくないと聞いております。 平成29年6月定例会において健康課長は、新生児聴覚検査の管理については、平成29年度から健康管理システムで管理できるようになっている、とお答えいただいておりますが、わがこの筑前町における平成29年度及び30年度の出生数と新生児聴覚検査における受診数をお尋ねいたします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 まず、出生者数からですが、本町におきます出生数につきましては、住民課統計の中から29年度、224人、30年度、230人となっております。 それから、新生児聴覚検査の受診状況でございます。 これにつきましては、赤ちゃん訪問の中で確認をしておりますので、29年度生まれの赤ちゃん訪問件数223件中、検査受診件数213件、10件の未受診がございました。 30年度生まれの赤ちゃん訪問件数234件中、234件、すべて検査受診されて

	おり、３０年度につきましては１００％の受診状況でございます。 ２９年度、先ほど申しましたように、未受診者がございましたので、３０年度、検査受診の大切さを指導し、受診向上を図り、結果３０年度未受診者０件とも繋がっているような状況でございます。 現在、医療機関の検査体制がほとんど整備されておりまして、本町におきましては、公費負担がなくても３０年度におきましては、ほとんどの新生児が検査受診されているという状況は、先ほどご報告したとおりでございます。 聴覚障害の早期発見、早期療育が図られるということから、聴覚検査に対します重要性は認識しておりますので、早期発見に努めている状況でもございます。今後も継続して努めていきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	平成２９年度の受診率ですけれども、この赤ちゃん訪問に対するこの受診者数の割合というのは、この受診率というのは２９年度で赤ちゃん訪問２２３人に対して、受診者数が２１３人ですので９５％の受診率になると思います。 平成２９年度における、この全国での受診率が８１．８％に対して、この筑前町では、平成２９年度では９５％、また３０年度におきましては１００％という結果は素晴らしいことだと思います。 この１００％ですけれども、今後もすべての新生児が受診するということには限りませんので、今後、この新生児聴覚検査を受けていない場合には、保護者の方に対して勧奨などはどのようにされていらっしゃるのでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 聴覚検査の啓発と未受診者への勧奨ということだろうというふうに思っております。 まず、啓発につきましては、まず、母子健康手帳交付時に聴覚検査の啓発、周知等を、パンフ等を示しながら保健師なり等が指導を行っております。 そして赤ちゃん訪問、４カ月健診時に新生児聴覚検査の有無及び検査結果の把握、未受診のときは検査受診するよう指導し、訪問時や４カ月健診をはじめとした乳幼児健診時に聞こえの問診を行い、聴力に異常が疑われる児には、健診で小児科医の聴力に係る診察の実施、指導を行っているような状況でございます。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	引き続きしっかりと掌握をしていただくようお願いを申し上げます。 次に、この新生児聴覚検査に係る公費負担についてです。 健康課長は、同じ定例会におきまして、公費負担をする場合は、医療機関から直接市町村請求がある形の現物給付が適当であると考えておられまして、そのためには県単位での連携体制が望ましいことから、引き続き県に要望活動をしていきたい。また、県主体で行う新生児聴覚検査費用の体制整備事業の取り組みに対して注視しながら、要望活動、取り組みを進めさせていただきたいとお答えをいただいておりますけれども、この平成２９年度６月の議会の質問におきまして、その後、町として県への要望活動はなされておりますでしょうか、お伺いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 先ほどのご質問につきましては、２８年の９月、それと議員おっしゃいます２９年６月の定例会での一般質問でお答えしているとおりでございます。 医療機関から直接、自治体に請求がある形の現物給付が適当であるというような考えをお答えしまして、また、検査実施医療機関との連携、新生児の聴覚検査から療育

	までが円滑に行えるよう、県単位での連携体制構築が望ましいということをお答えしておりました。 その後、保健師等で構成しております妊婦健診代表市町村会議等がございます。これは、県全体で行っておりますけど、代表者で募っている会議でございますけども、その中で取り組みの要望、協議等はされておりますけども、現時点で県としましては、国の指導で地方交付税措置がされている状況の中、市町村での取り組み実施の指導が、現在、行われている状況でもございます。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	厚生労働省から出された通知では、検査にかかる費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ることとされており、市町村に対して受診者の経済的負担の軽減を図ることを求めています。 公費負担をするかどうかは実施する自治体の判断ではありますが、厚生労働省の資料によりますと、公費負担をしている自治体は、全国の市町村数1,741に対しまして、平成26年度は109カ所で6.3%、30年度におきましては653カ所で37.5%、さらに令和元年度には、この公費負担の実施を予定されている自治体は95カ所あり、これを加えると748カ所、43%に達する予定であります。また、544の自治体では公費負担を検討されております。 公費負担と言っても、一律に負担額が決まっているわけでもなく、全額負担している自治体もあれば、3分の1あるいは4分の1の自治体もあり、また、初回検査のみの場合もあるでしょうし、確認検査まで負担している自治体など様々でございます。 さらに公費負担の方法は現物給付であったり、保護者等から領収証を市町村窓口へ提出して、申請していただく償還払いがありますが、ほとんどの自治体では、償還払いも合わせて取り入れられております。 そこで、福岡県におきまして、県内におきまして、公費負担を行っている市町村はありますでしょうか。お願いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 全国の状況は、今、議員がおっしゃったとおりであろうかと思っております。 本町におきましては、現在、先ほど申しましたように、公費助成等行っておりませんが、福岡県内におきましては、8月現在におきまして、県内4市町で実施されております。そして、年度内に1市が実施予定というふうに聞いております。まだまだ少数の状況ではございます。 しかしながら、県内においては、平成29年度までは1市の実施でしたので、30年度以降、助成制度内容は議員がおっしゃいましたようにそれぞれでございますが、実施市町村は増えている状況でもございます。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	福岡県内で公費負担を行っている市町村ということで、5つの市と町ということで調べましたところ、北九州市、うきは市、福岡市、鞍手町が実施されており、久留米市が予定されているということでございます。 町の財政状況もあると思いますが、既に5つの市や町で取り入れられてあり、筑前町におきましても取り入れるべきだと思います。未来を担う子どもをいかに大事に育てるか、福祉にどれだけの力を置くかだと思っております。日々誕生してくる子どものために、1日も早く公費負担を実施していただくことによって、多くの方や子どもたちが恩恵を受けることだと思います。筑前町の子ども・子育てに関して、福祉は充実して住みたいなとか、筑前町で子どもを育てたいなとか思っているためにも、わが町でも積極的に取り入れていくべきだと思います。

	環境や将来、子どもが生まれたときの子育て支援や住民サービスの充実度などを基準に、住む場所を選ぶとも言われております。町長もよく言われますけれども、定住人口の増加にも繋がっていくのではないのでしょうか。 町は、現物給付はもちろんのこと、償還払いも視野に入れた公費負担のあり方について、スピード感をもって検討し、具体的制度設計を行い、実施していく必要があると思います。 最後に、新生児聴覚検査の公費負担について、町長のご所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 その公的補助については、交付税措置がなされているということですかね。間違いありませんですか。 うちのほうでも子育て支援にはですね、様々な施策を講じておりますし、よその自治体に負けないくらい様々なことをやっていると思っております。 これも交付税措置がなされているということであれば、それが確認されればですね、来年度に向けて設計していきたいと、そのように考えます。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	筑前町の子どもたちのため、未来のために早急にこの新生児聴覚検査、また最初に申し上げました体育館の空調に関しましても、ご検討をいただくようお願いいたします。 これで私の一般質問を終了させていただきます。
議 長	これで4番 石橋里美議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 2時30分より再開します。 (14時18分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14時30分)
議 長	1番 寺原裕明議員
寺原議員	通告に従いまして、質問をさせていただきます。 ご承知のように議会では、文教厚生常任委員会並びに総務建設常任委員会が年間を通して、それぞれの関係団体と会議を持っております。会議の中で多くの意見が出されまして、中には今後、改善すべき点というご意見もあります。議会としては、こういうご意見を町政に反映させるべく、提起を行っていく責務があるというふうに思っております。 今から述べます学校施設に関する2点のお尋ねは、6月末に行われました文教厚生常任委員会と町内小中学校のPTA役員さん、管理職の先生方との会議の中で出された意見をもとにしております。担当課におきましては、十分にご検討の上、善処をさせていただきますようよろしくお願いをいたします。 1点目は、熱中症対策として、各小中学校のプールに^{ひきし}庇の設置をしていただきたということなんです。 これは、学校のほうに問い合わせをしましたところ、小学校では三輪小学校、三並小学校、中牟田小学校には、もう既にあるということで、東小田小学校にだけ今ない状態であると。あと中学校は2校ともありません。

	そういうことで、主に私としては、まずは東小田小学校のプールに^{ひきし}庇を設置していただきたいというふうに思っているところです。 申しましたように、元あったんですけども、台風で破損をした後、撤去されて、ない状態が続いているということです。 当然、先ほどからの話もありましたように、本当に猛暑が続きまして、授業の中でも、もちろん、ずっと水泳の時間中にプールの中だけにいるわけではありませんが、プールから上げて休んだりすることもありますし、先生のお話を聞いたりとか、あるいは話し合い活動したりとかいうときにですね、やっぱり日陰がないと非常に子どもたちにとっては困った状態になるということです。 それから、特に小学校につきましては、夏休みにプール開放をしております。学校側がプール開放をして、その管理と言いますか、監視は保護者の方がですね、当番で来てされているということですけども、その監視の時間中に日傘をさしたりとかですね、東小田に聞きますと、ビーチパラソルを設置をしておったということですけども、これが、ちょっと風が強いとですね、すぐ吹き飛んで破損をして、もう駄目になるというふうなことで、^{ひきし}庇をぜひお願いしたいというふうな学校から、あるいは保護者からの強い要望があっております。 そういう状況でありますので、ぜひともですね、来年度からの使用に向けて予算組みをしていただきたいというように思っておりますので、教育委員会の見解をお尋ねしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 現在の町内の小中学校のプールの^{ひきし}庇の設置状況につきましては、議員が先ほどおっしゃられた内容について、教育委員会も各6校プールを確認しましたところ、東小田小学校のみが日よけになるものが設置されておりました。 本町としましては、ここ数年の記録的な猛暑日にあつては、特に屋外での体育活動については、熱中症対策に万全を期す必要があると認識しております。 ^{ひきし}庇が未設置であった学校については、子どもの安全管理のために日よけ対策を今後検討していきたいと考えております。以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	今から^{ひきし}庇の設置に向けて取り組んでいただけるといような回答であったと思いますが、それは本当にありがたく思っております。よろしくお願いいたします。 2点目に、夜須中学校テニスコート側の東門の開閉について、お尋ねをいたします。 現在、夜須中学校の出入り口は、以前は開いていましたテニスコート側の、いわゆる東門ですね、が閉じられまして、正門及びトレーニングセンター側の門に限定をされております。 このため、主に東小田小学校区の子どもたち、生徒たちだと思いますけども、元々東門から出入っていた生徒たちは、遠回りをしなくてはならない上に、交通量が多く事故の危険性の高い国道沿いを登下校しております。朝夕の登下校時には多くの生徒たちが集中をしますので、車道を通行している生徒もいると聞いております。 自転車置き場はテニスコートのそばにありますので、以前のようにテニスコート側の門から出入りできるようになれば、生徒たちは交通量の多い道路まで遠回りをする

	必要もなくなりますし、何より車道を通行することによる危険も避けられます。 生徒の安全を守り、利便性を図るため、テニスコート側の東門の開閉を、私はすべきであるというように思います。 門の開閉については、基本的には当該学校の判断によるものと思いますけれども、教育委員会としてどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 夜須中学校の東門を閉鎖した経緯につきましては、学校のほうに確認しましたところ、東門を利用していたときに、門付近で生徒の交通事故が発生したとをきっかけに、学校とPTAが協議の上、生徒の安全を確保するために閉鎖に至ったと伺っております。 また、議員がおっしゃった夜須中北側の国道沿いの歩道につきましては、道路標識により自転車が歩道を通行することが可能となっておりますが、一部、車道を通行しなければならない箇所があるため、通行には十分注意が必要だと感じております。 教育委員会としましては、生徒の安全が最優先と考えておりますので、東門の利用につきましては、まずは門付近の安全整備が前提であり、学校運営協議会等を活用して、学校、保護者、地域とが協議の上判断していきたいと考えております。以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	今、課長がおっしゃられたようにですね、やっぱり何が大事かという、一番大事なのは子どもたちの、生徒たちの安全であります。 だから、私もその点からですね、東門の開閉もあるんじゃないかというふうに述べたところなんですけども、この東門を開けることについては、保護者や近隣の住民からですね、やっぱり開けてもらったほうがいいんじゃないですかというふうな声も多く聞いております。 私が思っているのは、現在、国道沿いの歩道整備がですね、計画中、執行中であります。それで当面はですね、テニスコート側の門を開けるようにして、歩道完成後にまた、それまでの状況を勘案しながらですね、東門の開閉を再検討するというような方法もあるのではないかとこのように思います。 いずれにしても、生徒の安全や利便性を第一に考えて、どの方法が良いかということですので、ぜひ、今おっしゃった学校運営協議会等でですね、子どもたちとか保護者とかいろいろ意見があると思いますけども、その辺の意見も一度集約をするとか、今までもこういう東門を開けてくれというふうな、声があるのはあっているんですね。でも、学校で、おっしゃったような事故があったとかいうふうなことで、実現には至っておりませんので、今一度、これを契機に論議をしていただければと、安全第一を考えて、その上でどうするかということで、ぜひ、話をしていたきたいなと思っているところですので、よろしくお願いいたします。 それから、次に2番目の学校教育に関して、特に校則について、お尋ねをいたします。 校則については、先ほどの質問と同じようにですね、基本的には学校サイドで考えられるべきものであるということは承知しておりますけれども、学校教育の一環でありますので、教育委員会に対して質問をさせていただきます。 以前から、校則をめぐる問題が取り上げられていることは、もうご承知のとおりであります。 これは、高校の例ですけれども、一昨年、生まれつき髪が茶色、茶髪的女子高生が校則に定められた黒色に染めろと学校側から強制をされ、精神的苦痛を受けたとし

	て、大阪府を提訴するという事案がありました。 また、東京都立の全日制高校では6割の学校で髪を染めていない、あるいはパーマをかけていないということを証明する、元々の自分の髪の毛であると地毛証明書ですね、これを提出させているという調査結果もあります。 この措置については、賛否両論ありますが、私個人としては、校則を守らせるためにそこまでしなくてはならないのか。そもそも校則というのは、そこまで生徒に対する拘束力があるのかという疑問を持っております。 そこでお尋ねですけれども、校則の意義・目的について、教育委員会はどうにお考えでしょうか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 平成22年度文部科学白書によりますと、校則とは、児童生徒が健全な学校生活を営み、より良く成長、発達していくため、各学校の責任と判断の下に、それぞれ定められる一定の決まりと定義づけられております。 社会にも法律といった決まりがあります。法律は人を管理するのではなく、それぞれがルールを守り、安全で安心な生活を営むことを可能にさせます。 学校における校則とは社会に出る前の学習もあり、生徒たちにとって、これからのより良い成長や発達を目指すための教育的意義のあるものと考えております。以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	私も文科省のですね、どういう定義付けをしてあるのかなということで調べてみました。今おっしゃったようなことなんですけども。 校則自体は教育的に意義のあるものですが、その内容、運用は、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情、時代の進展などを踏まえたものとなるよう、積極的に見直しを行うことが大切だと、こういう文言もあるんですね。私はちょっと意外というか、国も結構柔らかいことを言っているなというふうに、今、逆に思ったんですけども。 そういうことで、やっぱり見直しをすることができるということを、まずは確認をしたいと思います。 さて、今年の2月、筑前町としては初めての子ども議会が行われました。町内小中学校の代表が一堂に会し、自分なりの考えや意見をしっかりと述べることであった有意義な会議であったと思います。 その中で、小学校の女の子がですね、中学校では女子はスカートだけでなくズボンもはけるようにしてほしいとの意見を述べました。 正直なところ私も、中学生の制服というのは、男子は詰襟、女子はセーラー服というのが当たり前であるというふうな認識がありましたので、この意見を聞きましたときに、そんなふうにいる子がいるんだと、まず思いましたし、そう言われればそれもありかなというふうにも思ったんですね。 これまでの当たり前を、これからも続けていかななくてはならないとは限らないというふうに、改めて思ったところです。 福岡市では、機能性や多様な性などへの配慮として、LGBTの問題等ありますので、そういう配慮として、制服の見直しが行われております。 そこで、本町ですね、筑前町の中学校における校則の見直しの現状がどうであるのか、教えていただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。

	先ほど議員のほうからおっしゃられた校則については、文部科学白書のほうで、繰り返しになりますが、校則自体は教育的に意義のあるものだが、その内容、運用は、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情、時代の進展などを踏まえたものとなるよう積極的に見直しを行うことが大切であると記述されております。 校則の見直しにつきましては、各学校において、生徒、保護者、学校運営協議会等のそれぞれの立場から聴取した意見を、社会的なニーズを踏まえて熟議を重ねた上で、学校として判断をしていくということになります。 具体的には、生徒会総会場で、学校の決まりや服装について生徒たちが意見を出し合い、その意見を職員会議等で協議し、学校として判断するということになっております。以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	実際、そういう例があったということだろうと思いますけども。 例えば、具体的な例ですね、見直し、どんな例があったのかというのを教えていただけませんか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 町内の1つの中学校では、今まで靴下の色は白だけでしたが、協議を重ねた結果、今年の4月から黒の靴下も許可するという、校則の見直しが行われたばかりであります。 さらに、同校では、制服の見直しについても、生徒の実態や社会的ニーズなどを踏まえて、機能性や多様な性などへの配慮の視点から、制服の見直しを数年かけて計画的に取り組んでいこうとしてある中学校があります。以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	本町の中学校でもですね、そういう校則の見直しが実際なされているということを知っていて、非常に安心すると言いますかですね、良かったなというふうに思っています。 いろいろ制服のことを自分でも調べてます中で、大体やっぱり校則は髪のこととかですね、制服のことが多いと思うんですけども。 制服で、例えば、男女共通の制服を考えていくと、ちょっと僕はパツと分からなかったんですが、考えてみると、上着ですね、上着を、男子が今、詰襟、女子はセーラー服でしてですけど、例えばブレザータイプにして、上着はもう統一するということで、どこの中学校かも分かったと、それでですね。 そういうふうな上着をもって男女共通の制服とするというふうな考えもありますし、ほんとと考えていけば、いろいろアイデアは出てくる、考えていける余地がたくさんあるんじゃないかなというふうにも思っているところです。 そういう意味で、ぜひ今後ともですね、筑前町でも校則の見直し、できる部分です、していただければというふうに思っております。 それで、先ほども、ちょっとふれられたと思いますけども、校則の見直しをする際にですね、実際、中学校ではそういう例があったということで、その子たちは分かっていると思いますけど、基本的に校則というのが、自分たちの意見が校則に対して言っているのかと、述べられるのかというふうに分からない、自分たちの声をあげたのが、例えば、生徒総会で取り上げられ、職員会で議論してもらってとか、そういう流れがですね、子どもたち自体が分かってないと、本当の意味での見直しになっていかんのかなと。 逆に、これはちょっと変えたほうがいいんじゃないかという校則があるときに、大人たちが気づいて、逆に提起をしていくということも、もちろん、これはあつていいことだと思いますけども、それに関わる者がですね、子どもにしろ、保護者にしろ、地

	域とかそういう関係者がですね、やり方が分かってないと、やっぱりいかんというふうに私は思うんですね。 それで、校則の見直しを今後、またしていく際に、どんな場で、どのような手順で行われるのが良いというふうにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 どんな手順でですね、校則等を変えていったらいいかということですが、先ほど課長もですね、少しふれたとは思いますが、やはり特に1番は生徒ですね、それから保護者、そして学校の先生方、あるいはそれを取り巻く地域の人ですね、そういった方々のいろんな意見を聞いてですね、進めていくことがいいんじゃないかなというふうに思います。 先ほど、1つの中学校ではですね、靴下の色を変えることについても、そういうふうで変更していったということをですね、あげられましたが、私も随分前ですけども、生徒会長をやった経験がありますけれども、そのときにですね、当時は頭が坊主だったですね、皆さんはですね、男性はですね。 生徒会で同じ生徒にですね、全員にアンケート調査をしました。そして、長髪が認められるのか、認められないのかとかですね、結局アンケートした結果、私たちのときには過半数以上の人が、まだ坊主でいいというようなことで、そのときはありませんでした。 でも、その数年後には、またアンケートを取られたんでしょう。数年後には長髪が認められたというようなことを聞いておりますが、そして、今に至っているような状況ですけども、そういうことでですね、やはり校則というのは、やっぱり一番はそこにいる生徒がですね、自分たちのことと思って、しっかり、そのことを意識してですね、変えていくというのが大切ではなかろうかと思います。 私も校則を見せていただいたんですけども、校則の中にですね、やっぱり特に服装ですね、につきましては、子どもたちが自分たちでイラストを描いてですね、髪型はこれぐらいが適当なんだよと、あるいは制服はこういう形が適当なんだよというようなのをですね、イラストに描いて、それを校則の中に入れているというようなですね、やっぱり子どもたちも自分たちでそういう工夫をして、やっているという現状があるようですので、子どもたちの意見を一番大切にしていけることが大事なかなというふうに思っております。
議 長	寺原議員
寺原議員	ありがとうございます。 やっぱり子どもの考えとかですね、ご自分の経験をお話になりましたけれども。 校則をやっぱり見直しをしなくては、もう、ならなくなっているような部分と、例えば、校則の中には入っていないかもしれませんが、携帯とかスマホの使い方とかですね、これは、もう以前にはなかったことで、これが、やっぱりいろんな問題になっているということで、これはなんか私が聞くところでは、生徒会でですね、夜須中学校と三輪中学校の生徒会で、なんか約束事としてやっているということを聞きました。 ただ、その徹底がどれぐらいなされているのかなというふうなことはありますので、これは、ぜひまた、校則とは別な問題としてですね、ぜひ、取り組んでいただきたいというふうに思っているところです。 先ほど課長のお話にありましたですね、学校運営協議会というのが、言葉が出てきたと思いますけれども、これはいわゆる地域の方たちで、本当にその学校を応援したいという地域の応援団ですね。私も東小田小学校のこの学校運営協議会に数年所属をしておりましたが、私は、非常に思いのある方が集まっておられる素晴らしい組

	織だというふうに思っていますけども、教育委員会としては、この学校運営協議会にどのようにかかわっておられるのか、お尋ねをしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 学校運営協議会とは、学校と保護者や地域の皆さんが、ともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるための仕組みであります。 教育委員会のかかわりとしましては、各学校の運営協議会に教育委員会職員が委員として参加しております。そして協議会の運営に関し指導、助言を行い、協議会が適切な活動を行えるよう情報の提供や説明等に努めております。以上です。
議 長	寺原議員
寺原議員	今、課長も言われましたけども、学校を本当に応援したいという地域の方たちがメンバーになっておられますので、今後、ますますこの学校運営協議会が活躍されるというか、そういうふうになっていくといいなというふうに思っています。 ただ、残念なことにですね、私もよく分かりますけども、学校運営協議会の存在であったり、あるいはどんな人たちがメンバーであって、自分たちを応援してくれているのかというのが、子どもたちと保護者があんまり知らないと思うんですよね。これは非常に残念だと思います。 ぜひですね、各学校で改めて学校運営協議会についての周知がなされるように、教育委員会からもぜひ、ご指導をお願いしたいと思っております。 これまで、当たり前とされてきた校則を見直すことによって、校則になじめないで不登校になっている子どもの中にはおると思っています。そういう子が少なくなったり、何より子どもたちが明るく元気に学校生活を送ることができるよう、教育委員会には、町内各学校への働きかけやご支援、ご指導をお願いしまして、私の質問を終わります。
議 長	これで1番 寺原裕明議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 3時10分より再開いたします。 (14時56分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (15時10分)
議 長	12番 河内直子議員
河内議員	通告に従い、順次質問します。 今回は、平和を願う取り組みについてと、子どもたちを取り巻く問題について、各々3点質問させていただきます。 まず、平和を願う取り組みについてですが、1つ目に、原爆の悲惨さをもっと多くの方々に知ってもらうためにも、大刀洗平和記念館で原爆パネルの展示をしたらどうか、ということについてお尋ねをします。 1945年8月6日午前8時15分、広島、8月9日午前11時2分、長崎。アメリカ軍が投下した2発の原子爆弾は、一瞬にして広島、長崎を壊滅させ、数十万の人々を無差別に殺傷しました。真っ黒に焦げた屍、ずるむけの体、無言で歩き続ける人々の列、まさに生き地獄そのものです。その広島、長崎の被爆の実証を学び、知らせることは、非常に大切なことではないでしょうか。 粕屋町では1985年に、核兵器廃絶と恒久平和宣言を決議し、それから毎年、長崎原爆犠牲者慰霊祈念平和式典には小学校5年生の親子が参加し、8月4日から10

	日までを平和週間として設定し、町の施設やＪＲ駅に原爆パネルの展示を行っているそうです。福岡県も今年は、福岡アクロスで原爆パネルの展示を行っています。 先日、課長から、平和記念館でも貞子の折鶴のスペースで、広島からお借りした原爆パネルを１週間程度展示したというお話を伺いました。残念ながら、８月に平和記念館に足を運ぶ機会がなかったため見ることはできませんでした。 他の自治体では専用の施設がないため、期間限定で展示せざるを得ないかもしれません。が、幸い筑前町には大刀洗平和記念館という平和を発信する施設があります。禎子の折鶴もあります。パネルは朝倉原水協から提供できます。 いつ来館しても来館者が原爆の悲惨さを感じていただくことができるよう、常設したらどうかと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 少し振り返りにもなりますけれども、大刀洗平和記念館には、平成３０年１０月２５日から、先ほども議員がおっしゃいましたように、広島の平和記念公園の原爆の子の像のモデルにもなりました佐々木禎子さんが、平和と病気の回復を願った鶴を常設展示をしております。 佐々木さんは原爆の被害者で、白血病が発症し１２歳の若さで亡くなりました。入院中に折った鶴は、現在まで平和の使者として全国各地で展示をされており、大刀洗平和記念館は国内で７番目の展示となります。 この折鶴の展示に合わせ、広島平和記念資料館及び長崎原爆資料館のご協力で、佐々木禎子さんや原爆に関するパネル３９点をお借りをし、平成３０年の１０月２５日から平成３１年の２月３日まで、３カ月余りパネルを展示をしておりました。その期間中の記念館への来館者数は約２７,０００人でございます。 それから、もう１つの経過でございます。 これも議員おっしゃいましたけれども、本年の８月６日、９日の広島、長崎の原爆投下の日には、その前後１週間程度も含めて当館で、常設展示しております佐々木貞子さんの折鶴の横に、大きなパネルにて原爆の画像を展示し原爆の悲惨さを訴えてまいりました。 今後の原爆にかかわります展示のあり方でございますけれども、現段階では、佐々木禎子さんの折鶴は常設をさせていただいておりますが、原爆パネルについては、８月の原爆投下の日を中心に行っていくことで考えておりますので、よろしく願いいたします。
議 長	河内議員
河内議員	今回、原爆パネルを展示したことによって、他の展示物に何か支障はあったのか、お尋ねします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 原爆パネルにつきましては、記念館入口に佐々木禎子さんの折鶴をすぐ展示をしております。その横に展示をするのが一番妥当であろうということで、スペース的には、その部分というのはそんなにパネルが何枚もですね、置けるようなところではございませんので、その部分に置かせていただいておりますけれども、今後８月にパネル展をするときには、別のスペースも検討しながら枚数は増やすこともできるんじゃないかなというふうに思っております。
議 長	河内議員
河内議員	今後もパネル展をしていただくということで、よろしく願いいたします。 筑前町では、小学生は長崎へ、中学生は広島へ修学旅行に行っています。そこで原

	爆の悲惨さにふれることはできます。 現在、各小中学校では大刀洗平和記念館の見学が行われています。広島、長崎の原爆資料館とは規模も違いますが、平和記念館に原爆パネルを展示することによって、修学旅行の事前学習にもなるのではないのでしょうか。 教育長のお考えをお尋ねします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 今、議員がおっしゃられたとおり、原爆の悲惨さを伝えていくことがですね、小中学生にとっては非常に大切であろうというふうに思います。特にパネル等を見ることによってですね、やはり話を聞くよりも実際に見るということによって、学習の深まりは確かにあるかと思っています。 ちなみに平和記念館には、小学校6年生それから中学校3年生が見学に行っております。 そういうことで、長崎、広島ですね、原爆のことを知るとともにですね、それから特に、子どもたち自身が、住んでいるこの筑前町での出来事と言いますか、郷土での出来事、戦争の歴史というのをですね、まず知ることがより大切ではなかろうかというふうにも思います。 大刀洗平和記念館におきましては、この地で起きたことを中心に、戦争の悲惨さ平和の尊さを伝え、訴えていくことが重要ではないかとも思います。 特に中学生においてはですね、今年で4回目になりましたけれども、中学生のボランティアガイド事業を行っておりまして、その中で沖縄からも中学生の平和大使が筑前町へ訪れていただいております。そして、そのボランティアの中学生と交流も実施しております。 沖縄からの中学生の平和大使は、毎年、長崎と広島を交互に訪問してあるそうで、そのときにですね、筑前町には毎年立ち寄って平和記念館に寄って、地元中学生と交流をしていただいております。 そういったことからですね、広島、長崎の資料館とそういう連携を取りつつ、大刀洗平和記念館の地元の特色というか、地元の起きたことを本当にしっかりと、小中学生については特に学んでいただいておりますね、平和の尊さを考えていただければというふうに思っております。
議 長	河内議員
河内議員	今、教育長がおっしゃいましたが、実際に見ることが教育にとっても良いということです。 ただ、大刀洗平和記念館の見学は、大体いつ頃行われているんですか。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 1校、1校ですね、時期については把握はしておりませんが、先ほど申しましたように、6年生と中学3年生が行っている。 それから、修学旅行で小学生は長崎、それから中学生は広島に行っておりますけれども、小学生は6年生ですね、それから中学生の場合は中学校2年生が行っております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	企画課長にお尋ねします。 8月に限定して展示すると、8月は夏休みですので見学に行った小中学生はパネルにふれることができないんですが、常設の考えはないか、もう一度お尋ねします。
議 長	企画課長

企画課長	お答えいたします。 8月は確かにですね、夏休みという期間ではございますけれども、8月はある意味親子連れの入館者というのが非常に多ございます。とりわけお盆前後だとか、それから夏休みが終わる頃になるとですね、土日を中心に、たくさんのお子どもたちも来ていておりますので、そういった機会を使ってですね、常設ではございませんけども、パネル展示で原爆のこと、あるいはそういう広島、長崎と連携した取り組みができればなというふうに思っております。
議 長	河内議員
河内議員	では次に、核兵器禁止条約の批准を政府に求めるべきと考えますが、その見解をお尋ねしたいと思います。 2017年7月7日国連が主催した核兵器禁止のための国際会議で、122カ国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。これは、歴史上初めて核兵器の活動を禁止するものです。 日本政府の代表は、しばしば日本は唯一の戦争被爆国とか核兵器の廃絶を口にします。しかし実際には、国連が主催した核兵器禁止のための国際会議には、初日に出席しただけで参加を拒否し、その後も核兵器禁止条約の国連決議に反対し続けています。 2019年4月11日現在、70カ国が調印し23カ国が批准しています。条約は50カ国の批准で90日後に発効します。地球上では今もお戦乱や紛争が絶えず、罪のない人々が命を奪われています。核兵器を脅迫に使ったり、新たな核兵器を開発する動きもあります。現存する14,485発の核兵器の破壊力は、広島、長崎への2発の原爆の数万倍にも及びます。 核兵器は、人類はもとより地球上に存在するすべての生命を断ち切り、環境を破壊し、地球を死の星にする悪魔の兵器です。 人類は、生物兵器、化学兵器について、使用、開発、生産、保有を条約、議定書などで禁じてきました。それらをはるかに上回る破壊力を持つ核兵器を禁じることに、何のためらいが必要でしょうか。 町長、副町長におかれましては、広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名、「被爆者は速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを、すべての国に求めます。」に賛同署名をいただいています。 核兵器禁止条約の批准を政府に求めるべきと考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 日本政府は、日本は唯一の戦争被爆国であり、核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標は共有しつつも、条約に安全保障の観点で踏まえていないため、核兵器を直ちに評価する条約には参加できないという立場であります。 筑前町も加盟しております平和首長会議には、世界163カ国、7,785都市が加盟しております。国内では、全国1,741市町村のうち1,732、大半が加盟しており、同会議は2017年から2020年までの具体的取り組みを決める平和首長会議行動計画を策定して取り組みを進めております。 その中でも重点的な取り組みといたしまして、核兵器禁止条約批准に向けた取り組みを推進しています。それは市民社会の総意として、核兵器を廃絶することが今後のあるべき姿だという認識を核保有国に共有してもらい、条約批准に繋げていこうというものであります。 筑前町におきましても、多くの市町村が加盟しております平和首長会議の取り組み

	を通じて、核のない社会づくりの具現化に努力していきたいと考えます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	これまでに約1,200人の自治体首長も賛同されています。今後とも平和首長会議に強く働きかけをお願いすることをお願い申し上げまして、次に進みます。 次に3点目の、全国知事会が2018年7月27日に「負担軽減に関する提言」を決議し、「日米地位協定の抜本的見直し」を打ち出しました。全国町村会でも同じ歩調をとるべきという観点から質問をさせていただきます。 2018年7月27日全国知事会は「負担軽減に関する提言」を決議し、「日米地位協定の抜本的見直し」を打ち出しました。 これまで米軍基地をかかえる15都道府県の知事で構成する渉外知事会は、地位協定の見直しを長きにわたり提言してきました。 しかし今度は、全国の知事全員が抜本的見直しを提言したのです。これは、1952年の日米行政協定、1960年の日米地位協定の歴史の中でも初めてのことで、自民党の知事を含む47都道府県の知事が安倍政権につきつけた意味は、非常に大きな意味があります。 では、なぜこのような提言が実現したのでしょうか。 それは日米同盟の強化の下で、米軍基地による基地被害が沖縄と全国津々浦々で深刻となり、周辺住民との軋轢が頂点に達しているからと言えるのではないのでしょうか。 全国の70%の米軍基地が集中する沖縄では、米軍による墜落事故やレイブ事件などの基地被害が従来に増して激化しています。 2014年10月、県民の激しい抗議の中、世界でも欠陥機として有名なオスプレイが、最も危険と言われる普天間基地に強硬配備されました。 そして2016年12月13日には、名護市からわずか800mの海岸に墜落しました。わずか数秒の差で住宅地に激突する距離です。 さらに2017年9月には、高江の牧場に海兵隊大型ヘリCH53Eが墜落炎上しました。その2カ月後には、普天基地に隣接する普天間第2小学校に大型ヘリの窓枠が落下しました。体育の授業中の児童のわずか10mという至近距離です。さらにその1週間後には、米軍ヘリの部品が緑ヶ丘保育園の屋根に落下しました。子どもたちの命が集中的に脅かされたのです。 沖縄ばかりではありません。今、米軍基地があるゆえの事件、事故が全国各地で頻繁に繰り返されています。 米軍オスプレイの緊急不時着は、2018年には大分空港、鹿児島県の奄美空港、沖縄の石垣空港で起こり、今年4月1日には大阪国際空港の伊丹空港という大都市の民間空港でも起きました。 オスプレイが参加する米軍と自衛隊による日米合同軍事訓練が全国各地で展開され、その飛行ルートも訓練内容も秘密とされる中で、周辺住民は墜落事故の恐怖に苛まれています。墜落、部品落下事故も連続しました。 2018年2月には青森県三沢基地のF16攻撃機が緊急事態に陥り、燃料タンクをむつ市の湖に投棄し、漁業被害を起こしました。 故扇長前知事は沖縄での事態に対し、憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会があり、司法の上に安保体制があると指摘しました。 この声に、全国都道府県知事会が共感の意を表明し、地位協定の抜本的見直しを提言したと言えるのではないのでしょうか。 地位協定の見直しは、決して実現不可能なことではありません。米軍主導NATO北太平洋条約機構、軍事同盟国の中でも地位協定の改定が実現しています。 ドイツでは1993年、地位協定にあたるボン補足協定を改定し、ドイツの国内法

	を米軍に適用することで合意しました。例えば、米軍が訓練を行う際、ドイツの法令を適用することが明記されました。 イタリアでもアメリカの国防総省との間で了解覚書が締結され、基地施設協定の改定が実現しています。 マスコミも憲法と地位協定という社説を掲げ、日本と同じ敗戦国であるドイツ、イタリアは80年代以降、自国民の権利を守る観点から、米軍の活動に原則国内法を適用するなどの見直しを実現している。同じことがなぜ日本政府にはできないのか、同盟強化だけが日米関係ではない、住民の立場に立って憲法理念の穴を埋めていく、その作業に取り組むときだと指摘をしています。 全国知事会に呼応し、全国市町村長会でも同じ歩調をとるべきと考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 全国町村会としての考え方、取り組みについて、説明させていただきます。 全国町村会においても知事会と同じ歩調をとるべきとの質問でございますけれども。 全国町村会では、平成30年度及び令和元年度に政府予算編成及び施策に関する要望活動の中で、米軍基地周辺では騒音被害による住民生活に大きな支障が生じており、事態の正確な把握、的確な情報提供や自治体の意向を無視した飛行訓練を行わないようにすることなどを、国への要望活動を行っております。 全国知事会との直接的な連携はないようですが、全国町村会の取り組みを通じて関係市町村と連携していきたいと考えております。 本年においても11月の27日に全国町村会の決議、会議が開かれます。その折にも提起されると思いますので、賛同したいと思います。
議 長	河内議員
河内議員	地位協定の見直しを求める地方自治体の決議は、6月26日現在7道県、129市町村に上っています。他国地位協定調査報告欧州編の中で、イタリアのランベルトリーニ元首相の発言として、沖縄が抱える問題は、日本の政治家が動いて条約を勝ち取らないと解決が難しい。戦争が終わって何十年も経つが、これまで沖縄の米軍基地が必要だったことがあるのか。なかったのであれば、これからは必要ないのではないかと。米軍基地があるのは日本だけではないが、国際的な見直しを進めていかないと、日米関係だけが奇異な関係になってしまう。米国の言うことを聞いているお友達は日本だけだ。世界の状況を見れば、米国が日本を必要としていることは明らかなのだから、そこをうまく利用して立ち回るべきだ、と掲載されていることを紹介し、次に進みます。 次に、子どもたちを取り巻く問題について、3点お尋ねします。 まず1点目に、待機児童解消のための具体的な対策はということで、お尋ねをいたします。 安倍自民公明政権は、2015年に子ども・子育て支援新制度を導入し、認可保育所を増設の中心にはせず、基準の低い小規模保育や企業主導型保育を促進しています。公的責任で保育所をつくるのではなく民間企業任せのため、待機児童は一向に解消していません。 現在、女性の就業率は年々上昇しています。それに伴い、保育所等を利用する子どもの数も大きく増えています。保育を利用する子どもの数は、昨年4月の時点で261万人に上り、前年度から6万8,000人増加と、この20年余り毎年増加しています。

	平成30年の厚生労働省の保育所等関連状況とりまとめでは、就学前の子どもの保育所等利用率44.1%、そのうち3歳未満児は36.6%、1・2歳児では47%に上り、1・2歳児の半数が保育所等を利用している状況になってきています。 7年前と比べると、保育所の利用率は全体で13%増化、3歳未満は15ポイント増えています。 今年も各地で保育園入園申込者が過去最高になったと報じられており、子どもの数は減っていますが、保育を希望する子どもの数は増加の一途です。認可保育所を希望しても入れず、無認可保育所や認証保育所を利用する家庭も多くありますが、認可保育所と比べ保育の基準が低く、保育料は認可保育所より高い実態です。 0・2歳児の月額保育料の平均では、認可保育所が約4万2,000円、認可外保育所では最も高い0歳児で平均約5万円です。 認可保育所は所得に応じた負担になっていますが、認可外施設は一律の負担で低所得者には経済的に大きな負担となります。安全性の面からも経済的な理由からも、認可保育所に入れなかったら無認可保育所にと簡単に選択できるものでもありません。 長年自民党政権は、認可保育所をつくってほしいという保護者の願いに応えることなく、基準緩和と詰め込みを中心とした施策を推進してきました。 自民公明政権は2013年に待機児童解消加速プランを打ち出し、40万人分の保育所等の整備で、2017年度末には待機児童問題を解消するとしていましたが、失敗に終わりました。 次に、2017年に子育て安心プランと看板を付け替える32万人分の保育所等の整備を進め、2020年度末までに待機児童を解消するとして現在推し進めていますが、待機児童解消の気配はありません。 定員を超えた詰め込み、保育士資格の要件の緩和、給食の外部搬入、認可外の保育施設を待機児童の受け皿になど、安上がりの待機児童対策を進めてきたこれらの結果、今日の保育をめぐる様々な問題を生み出したと言えるのではないのでしょうか。 昨年1月に東京都が実施した保育ニーズ実態調査では、保護者が利用を希望する保育・教育サービスでは、公立認可保育所が51.9%、私立の認可保育所が39.3%となっています。小規模保育は4.3%、企業主導型保育を含む職場内保育は3%にすぎません。 多くの保護者が認可保育所への入所を希望していることは明らかです。公立保育所を含めた認可保育所の増設を待機児童対策の柱に据えるべきと考えますが、具体的な対策があればお願いします。
議長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 待機児童のための具体的な対策ですが、まず、待機児童の実態について申し上げます。 8月現在で、午前中の一般質問にもございましたので、ちょっと重複する点もございますが、入所を保留しているけれども、入所ができない子どもの数が、町全体で0歳から5歳までの合計で65名となっております。これは、入所の希望の保育所の専願や育児休暇、就活中の方も含め入所を希望している状況だけでも、入れていない子どもの数です。 待機児童の増加の原因については、女性の就労の増加やひとり親世帯の増、それから、無償化による希望の増が考えられています。 入所者数は、町全体で610名の定員に対しまして、680名が入所しており、111.5%の入所状況です。 これまでの対策としましては、私立保育所の2カ所で定員増を計20名の増を実施していただき、また、企業主導型保育施設が1カ所できまして、その地域枠を設定し

	ていただきました。 また、保育士確保のため、町内の保育士資格保持者に、再就職について個別通知をいたしまして、今年の6月は保育士就職合同説明会を開催し、2名の雇用に繋がっております。 今後の対策としまして、3歳未満を預かるような小規模保育施設や幼稚園での2歳児保育の推進、さらに企業主導型保育施設の推進が必要かと考えます。 また、公立の美和みどり保育所が老朽化しておりますので、その建替え等の検討も視野に入れる必要があるのではないかと考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	町でも様々な対策を練っていることと思いますが、保育を必要としている子どもたちが、一人残らず保育所に入所できるよう、これからも力を尽くしていただきたいと思います。 次に、保育士不足の解消について、お尋ねをいたします。 今、保育士不足が深刻な問題となっています。募集しても集まらないという声は全国で聞かれます。保育士資格を持つ人は全国で約120万人ですが、そのうち80万人が潜在的保育士となっています。保育士養成施設で保育士資格を取得しても、保育園で働く学生は約5割と半数しかいません。 また実際に、保育士として働いている人たちの半数が、平均勤続年数5年未満と、長く働き続けることができない状況となっています。一体なぜでしょうか。 保育士の給与は全産業平均より約10万円も低く、どの調査でも賃金引き上げを求める声は圧倒的です。 政府はこの間、給与の引き上げを宣伝していますが、月6,000円などわずかな額にとどまっており、今後の引き上げ目標や具体的時期も示していません。 保育士、栄養士など保育現場で働く労働者の給料を段階的に10万円引き上げ、全産業平均並みにすることは、国の公定価格を見直し改善すればすぐにでも可能になるのではないのでしょうか。保育士不足の背景には、やはり過酷な労働実態があることが伺えます。 2017年に川崎市保育問題交流会が行った実態調査では、誰かが体調不良で休んだとき先生が足りない、休憩を取れていない先生がいる、休みが取りづらい、子どもに対して職員の人数がギリギリなど、切実な声が寄せられています。 残業は「ほぼ毎日ある」、「時々ある」で7割近くもありますが、そのうち残業代が完全に支給されているのは3割にとどまっています。 さらに残業代支給対象とならない持ち帰り仕事が「時々ある」、「ほぼ毎日」を合わせると半数を超えています。 愛知県でも2017年に、研究者を中心に愛知県保育労働実態調査が実施され、ここでは持ち帰り仕事は75.6%にも上っています。 休憩時間についても、川崎市の調査では「45分以上ある」と回答した人は5割に達せず、「30分未満」が15.9%、「ほとんどない」が13.1%という状況です。 愛知での調査でも休憩を取れない人、30分までの人が63.7%にも上っており、休憩時間の確保も難しい状況が広くあります。多くの保育士の方々はやりがいを持って働いていますが、各地の調査から、時間外労働や不払い賃金が広く横行し、業務量の多さ、時間の長さが職員に過度なストレスを与えている深刻な実態が浮き彫りになっていると言えるのではないのでしょうか。 多くのところで保育士の働き方の実態が見えない状況となっています。国も今後調査をするとしていますが、保育士が働きやすい職場をつくっていく上でも、それぞれの自治体でも保育士の働き方の実態をつかむことが必要と考えますが、見解をお尋ねします。

議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 保育士不足の処遇改善に向けた保育労働時間の調査につきましては、公表されているのを見ますと、平成25年に幼稚園、保育所等の経営実態調査が公表されております。子ども・子育て支援法に基づく幼稚園、保育所等の経営実態や施設設備の状況についての調査で、全国の公立・私立保育所、幼稚園の合計3,091カ所の施設状況や収支状況、職員配置や人件費状況の調査が実施されております。 また、その5年後に厚労省のほうで、保育所等の運営実態に関する調査が、平成30年に調査がされています。これは、全国の私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所の合計で14,000カ所の職員に勤務状況や施設の経営状況などの調査を行っております。法整備や制度の改革に向けての調査を行っているものです。定期的な調査ではないようです。 調査内容を見ますと、保育所等の開設時間をはじめ、職員の勤務職員数や土日・休日の勤務手当の支給状況などが調査をされております。その他いろいろな処遇についても調査をされておりますが、勤務状況など厳しい数値が出ているものでありました。 待機児童が増え、保育士の需要は年々増加しています。しかし、労働環境を考えますと、常に子どもの安全と保育、教育を考えた行動や言葉かけなど、常に心身ともに労働負担の大きなものであると思われます。再就職率も厳しく、現に公立保育所の保育士を募集いたしましても、応募がないような状況もあり、労働環境や処遇改善については、人材確保の大きな問題となっておりますと思います。 この待機児童が増える中、保育士の処遇改善加算の項目を増やしたり、また、公定価格の改定も随時行われています。また、保育士資格のない人や将来、保育士の資格取得を考える人を雇上げ、少しでも保育士業務の軽減となり、保育に専念できるような補助事業もあり、私立保育所では活用をされております。 保育士の働き方の調査に関しましては、結果を比較できるものが必要であると考えますので、現時点では、国や県からの調査の依頼があれば、対応していきたいと考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	国や県からの依頼がなくても、本当は町で独自にやっていただきたいところですが、やっていただくということで、よろしくお願いします。 最後に、保育士の配置基準の見直しについて、お尋ねをします。 保育士配置の国基準は、保育制度ができた1948年から、4・5歳児では一度も改善されておらず、1・2歳児は1967年から変わっていません。 国基準は、先進諸国と比較してもあまりに低く、保育士が受け持つ子どもの数が多いことが、仕事の負担増にも繋がっています。基準の低さは、子どもの安全や子どもが夢中で遊び込める保育環境を阻害するものと言えるのではないのでしょうか。 低すぎる国基準を改善し、保育士の負担を軽減し保育士を増やすことは緊急の課題です。保育士の労働条件を改善し、長く働き続けられる保育環境を整備していく上でも、国に配置基準見直しを求めるべきと考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 配置基準等はですね、やはり改善をなすべきだという要望は続けていくべきだろうと思っております。 しかしながらですね、配置基準を改善するには、今よりも更なる保育士の確保が必要になってまいります。

	しかし現状では、今の基準を保つための保育士確保で精一杯の状況であると。なおかつ不足しているというような状況があるということでございます。 また、配置基準を改善すれば、面積を拡大しないと今の受入数は入らない。待機児童解消対策と保育所確保は両輪で、保育水準を保つことが大きな課題と認識しております。現状では、まず今の基準で保育士の確保を優先したいと考えております。 国、県でも待機児童対策は、今後も急ぎ解消していかなければならない課題であると、そのように認識しております。
議 長	河内議員
河内議員	東京北区では、1日も早く待機児童を解消するためには、最も短期間で設置できる公立保育所の増設が必要と判断し、2017年に4カ所の公立保育所の設置を進めました。 保育士は10年間採用していませんでしたが、80人の枠に、なんと537人もの応募があり、100人の保育士が採用されたということです。 保育士不足で担い手がいないと言いますが、公立での募集にはこれだけの応募があるということは、身分、所得補償がいかに保育士確保にとって重要かということを表していると申し述べ、私の一般質問を終わります。
議 長	これで12番 河内直子議員の一般質問を終わります。 これにて一般質問を終結します。
散 会	
議 長	本日の日程は、全部終了いたしました。 次回は、11日水曜日から決算審査特別委員会を開催し、午前10時より開始します。 それでは、本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。 (15時54分)